

地域の枠を越えた、世界標準の新たな大学機能の強化を目指します
～仮想“国立「国際資源」大学”～

秋 田 大 学

国際資源に特化した学部創設を通じ、実現する3大改革

① 資源グローバル 人材の養成

世界的教育拠点形成
日本を代表する世界水準
の資源学教育拠点の構築

国益貢献
我が国の資源確保戦略に
貢献する人材の供給

② 次世代型の 学部運営

大学間連携
外部人員を取り入れた
意思決定の透明化

教授会改革
運営と執行を分離し、教育・
研究活動への特化・集中
によりその質の向上を図る

③ 秋田大学が担う 公共的役割の機能強化

ナショナルセンター
機能強化
国際的教育研
究のネットワー
クの一員として
世界に貢献

リージョナルセン
ター機能強化
地域振興の
中核拠点
として貢献

国際資源学部(平成26年度新設予定)

既存学部改組

秋田大学改組構想図 ～3学部から4学部へ～

現行3学部構成（入学定員総数976名）

教育文化学部 [290名]

学校教育
課程

100名

地域科学
課程

65名

文化課程
国際言語

65名

人間環境
課程

60名

工学資源学部 [460名]

地球資源学科

60名

化学科

55名

環境応用

生命化学科

32名

材料工学科

60名

情報工学科

50名

機械工学科

77名

工学科

75名

電気電子

工学科

51名

土木環境

医学部 [226名]

医学科

120名

保健学科

106名

2学部の機能を整理・集約

(2学部総数 750名)

平成26年度以降 4学部構成へ
～学部機能の集約・強化と効率化～

(入学定員総数 951名(▲25))

国際資源学部
[120名]

国際資源学科
資源政策コース
資源地球科学コース
資源開発環境コース
〔留学生枠〕

(5) (50) (35) (30)

120名

学部新設

ナショナルセンター機能の創設
～日本の資源学一大拠点へ～

教育文化学部
[210名] (▲80)

学校教育課程

110名

地域文化学科

100名

理工学部 [395名] (▲65)

生命科学科

45名

物質科学科

110名

数理・電気電子
情報学科

120名

システムデザイン
工学科

120名

医学部 [226名]

医学科

120名

保健学科

106名

2学部改組

リージョナルセンター機能の抜本的強化
～地域に根差した教育と研究の深化～

教育文化学部 290名→同 210名(▲80)
工学資源学部 460名→理工学部 395名(▲65)
(新設) 国際資源学部 120名
旧2学部総数750名→新設・改組3学部入学定員総数 725名
増減 ▲25名(純減)

今後の国立大学の機能強化に向けての考え方

平成25年6月20日

文 部 科 学 省

我が国は、急速な少子高齢化、グローバル化、新興国の台頭による競争激化など社会の急激な変化に直面しており、持続的に発展し活力ある社会を目指した変革の遂行が求められている。大学は、社会の変革を担う人材の育成やイノベーションの創出といった責務に応えるために、社会における大学の機能の再構築等に取り組んでいく必要がある。

現在、国立大学については、「大学改革実行プラン」（平成24年6月）を踏まえ、「ミッションの再定義」を始点とした機能の強化に取り組んでいる。今回、「これからの大学教育等の在り方について」（平成25年5月28日教育再生実行会議第三次提言）、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）及び「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）を踏まえつつ、第2期中期目標期間（平成27年度まで）の後半3年間を「改革加速期間」として設定し、以下に示す観点を中心としてさらに機能の強化に取り組むこととする。

1. 「ミッションの再定義」を通じて、各大学の有する強みや特色、社会的役割を明らかにする。

○文部科学省と各大学は「ミッションの再定義」を本年末をめどに取りまとめ、全国的又は政策的な観点からの強みや各大学として全学的な観点から重視する特色、担うべき社会的な役割を明らかにする。これにより、国立大学の有する「世界水準の教育研究の展開拠点」、「全国的な教育研究拠点」、「地域活性化の中核的拠点」などの機能の強化を図る。

2. 大学のガバナンス改革、学長のリーダーシップの発揮を通じて、各大学の有する強みや特色、社会的役割を踏まえた主体的な改革を促進する。

- 「ミッションの再定義」等のプロセスで明らかにする各大学の有する強みや特色、社会的役割を中心として、国立大学の機能の強化を図るため、各大学は、人材や施設・スペースの再配分や教育研究組織の再編成、学内予算の戦略的・重点的配分等を通じた学内資源配分の最適化に、学長のリーダーシップの下で主体的に取り組む。
- 文部科学省は、学内資源配分の最適化や大学の枠を越えた連携・機能強化を含む先駆的な改革を進める国立大学を、予算の重点的配分を通じて支援する。また、学内資源配分の可視化を促進する。あわせて、国立大学法人評価委員会の体制の強化を促進し、国立大学改革の進捗状況をきめ細かくフォローする。
- 文部科学省は、学長が全学的な改革にリーダーシップを発揮できる体制が確立できるように、教授会の役割の明確化、部局の運営を効果的に活性化するための学内組織の機能の見直しや監事機能の強化などのガバナンス改革に取り組む。

3. 人材・システムのグローバル化による世界トップレベルの拠点形成を進める。

- 急速に進む社会や産業界のグローバル化の中で、我が国社会の発展を支える観点から、大学は国内外の優秀な学生や研究者を集めつつ、国際的に活躍できる人材の育成や国境を越えた共同研究に積極的に取り組むことが必要である。世界水準の教育研究の展開を進める観点から、外国人教員の大量採用、海外トップクラスの大学の教育プログラム及び教員等の積極的誘致並びに英語による授業の拡大等に取り組むことにより、人材・システムのグローバル化を進める。

○文部科学省として、今後10年間で、世界大学ランキング
トップ100に10校以上へのランクインなど、国際的存
在感を高めつつ、国際的に活躍できる人材の育成を目指す。

4. イノベーションを創出するための教育・研究環境整備 を進め、理工系人材の育成を強化する。

○新興国との激しい競争に直面し、少子高齢化が進行する我
が国が、経済成長を維持し、国際競争力の強化を図るため
には、イノベーションを絶え間なく創出していくことが求
められている。各大学は、イノベーションを支える主要な
担い手となる理工系人材の戦略的育成を図るため、今後産
業界との対話を通じて策定される「理工系人材育成戦略」(仮
称)を踏まえ、教育研究組織の再編成や整備を進める。ま
た、文部科学省は、国立大学法人による大学発ベンチャー
を支援するための出資を可能とするなどの制度改正に取り
組む。

○文部科学省として、今後10年間で、20の大学発新産業
を創出することを目指す。

5. 人事・給与システムの改革を進め、優秀な若手研究者 や外国人研究者の活躍の場を拡大する。

○国立大学が、グローバル化への対応を図るとともに、イノ
ベーションの創出に適した環境となるためには、法人化の
メリットを活用しつつ、若手研究者や外国人研究者といっ
た多様な人材を引きつけていくことが欠かせない。このた
め、各大学は、退職金にとらわれない年俸制や学外機関と
の混合給与等の導入を促進することで、公務員型の人事・
給与システムを改め、優秀な若手研究者や外国人研究者の
常勤職への登用を進める。

○文部科学省として、今後3年間で、国立大学における1,5
00人程度の若手・外国人研究者へ常勤ポストを提示する
ことを目指す。

6. 国立大学として担うべき社会的な役割等を踏まえつつ、各専門分野の振興を図る。

- 「ミッションの再定義」を先行して実施した3つの専門分野について、各大学ごとの強みや特色を伸長し、社会的な役割を一層果たすための振興の観点は以下のとおりである。
- 教員養成大学・学部については、今後の人口動態・教員採用需要等を踏まえ量的縮小を図りつつ、初等中等教育を担う教員の質の向上のため機能強化を図る。具体的には、学校現場での指導経験のある大学教員の採用増、実践型のカリキュラムへの転換（学校現場での実習等の実践的な学修の強化等）、組織編成の抜本的見直し・強化（小学校教員養成課程や教職大学院への重点化、いわゆる「新課程」の廃止等）を推進する。
- 医学分野について、超高齢化やグローバル化に対応した医療人の育成や医療イノベーションの創出により、健康長寿社会の実現に寄与する観点から機能強化を図る。具体的には、診療参加型臨床実習の充実等国际標準を上回る医学教育の構築、卒前・卒後を通じた研究医育成を推進する。また、独創的かつ多様な基礎研究を推進するとともに、分野横断・産学連携を進め、治験・臨床研究推進の中核となり、基礎研究の成果をもとに我が国発の新治療法や革新的医薬品・医療機器等を創出する。地方公共団体と連携し、キャリア形成支援等を通じた地域医療人材の養成・確保、高度・先進医療や社会的要請の高い医療を推進する。
- 工学分野については、我が国の産業を牽引し、成長の原動力となる人材の育成や産業構造の変化に対応した研究開発の推進という要請に応えていくため、前述の「理工系人材育成戦略」（仮称）も踏まえつつ、大学院を中心に教育研究組織の再編・整備や機能の強化を図る。具体的には、エンジニアとしての汎用的能力の獲得を支援する国際水準の教育の推進など、工学教育の質的改善を推進し、グローバル

化に対応した人材を育成するとともに、最新の高度専門技術に対応すべく社会人の学び直しを推進する。また、社会経済の構造的変化や学術研究・科学技術の進展に伴い、各大学の強みや特色を生かしながら先進的な研究や学際的な研究を推進するとともに、研究成果を産業につなげる観点から地域の地場産業も含め広く産業界との連携を推進する。

※その他の分野についても、「ミッションの再定義」に取り組みつつ、今後、各専門分野の振興の観点について順次明確化を図る。

7. 「国立大学改革プラン」（仮称）を策定するとともに、運営費交付金の在り方を抜本的に見直す。

○文部科学省は、「ミッションの再定義」の取りまとめ作業と並行して、この「考え方」をもとに各専門分野の振興の観点や具体的な改革工程を盛り込んだ「国立大学改革プラン」（仮称）を、本年夏をめどに策定する。

○文部科学省は、各国立大学の改革成果を考慮しつつ、教育や研究活動等の成果を踏まえた新たな評価指標を確立するとともに、第3期中期目標期間（平成28年度以降）は、国立大学法人運営費交付金の在り方を抜本的に見直す。

要 望 書

1. 秋田県
2. 国際石油開発帝石株式会社
3. 三井石油開発株式会社
4. JX 日鉱日石開発株式会社
5. JX 日鉱日石金属株式会社
6. DOWA メタルマイン株式会社
7. 住友金属鉱山株式会社
8. 日鉄鉱業株式会社
9. 丸紅株式会社
10. 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 (JOGMEC)
11. 日本鉱業協会

秋田大学国際資源学部を設置を求める要望書

秋田大学におかれては、昭和24年の開学以来、本県の高等教育機関の中核として、優れた人材の育成や産業の振興、文化の向上、地域医療の充実など、本県の発展に多大な貢献をしていただくとともに、平成18年9月には、県との間で包括的な連携協定を結び、地域の課題解決に向け、多角的な協力体制を構築していただいておりますことに、心から感謝申し上げます。

現在、国内で最も速いスピードで進む人口減少や少子高齢化の流れが、県内の経済・雇用情勢の先行き不安や不透明感を増大させています。

このような厳しい状況の中、県では県政運営の指針である「ふるさと秋田元気創造プラン」において、秋田の将来を担う子どもたちが、チャレンジ精神を持ち、夢に向かって生き生きと成長し、地域や社会から期待される人材として羽ばたけるよう、家庭や地域と一体となった教育を推進するとともに、高等教育の充実と各機関の連携強化を進め、国際交流や地域の国際化を通じて、グローバル社会で活躍できる人材や本県の産業と地域の振興とに寄与できる人材を育成することを、本県における教育・人づくりの基本と位置づけております。

本県には、高度なリサイクル産業やシェールオイル、メタンハイドレート等未来の有望な資源があり、エネルギー面も含め国際的に資源確保競争が激しくなる中、省エネ・省資源型の産業構造への指向や、高度な資源リサイクル産業の必要性の高まりに呼応し、県では、環境・リサイクル産業の拠点化を図る取組を進めております。

この度の貴学国際資源学部の設置構想は、資源分野における教育研究に百有余年の歴史を有し、「資源探査・開発から環境リサイクルまで」を国内で唯一体系的に一貫して学べる基盤を持つ貴学が、新たにグローバル資源人材の養成をも目指すもので、まさに本県の目指す方向性に適合するものと考えます。

県としても、これまでも増して貴学との連携を強化し、地域社会の課題・方向性を共有しつつ、本県における高等教育の充実に取り組んでまいりたいと考えておりますので、貴学国際資源学部の設置方について、強く要望いたします。

平成25年5月14日

国立大学法人秋田大学長 吉村 昇 様

秋田県知事 佐竹 敬久



要 望 書

国立大学法人秋田大学

学長 吉 村 昇 殿

秋田大学に資源学系新学部を早期に設置いただけますよう次のとおり要望いたします。

貴学においては、明治期の鉱山専門学校に端を発し、これまで鉱山開発技術の研究・教育を通じて、日本国内のみならず世界各地で活躍する優秀な人材を輩出し、社会に大きく貢献されていることは広く世に知られているところであり、とりわけ秋田の地は、100年の歴史を有する豊川油田や黒川油田また国内最大の累計産油量を誇る八橋油田など多くの油ガス田が存在し、探鉱、人工採油法、二三次回収法などの技術、さらには非在来型油ガス田の開発技術の研究や開発が行われているなど、国内での資源開発の教育拠点を設置するに適した環境が整っていると認識しております。

特にエネルギー資源の安定供給を通じて日本及び国際社会に貢献することを使命としている石油天然ガスの探鉱開発業界に属する当社においては、貴学からのより一層高度な専門知識及び幅広い教養を有したグローバル人材の輩出を強く期待しているところです。

つきましては、秋田県唯一の国立大学である貴学に、理学・工学はもとより人文社会科学の知識をも包含した資源探査、資源開発の研究と人材養成を行う学部、学科の設立を早期に実現され、これまで以上に日本のみならず世界が取り組む資源関連分野の課題解決に貢献する大学となるよう特段のご配慮をお願いいたします。

平成 25 年 4 月 30 日

国際石油開発帝石株式会社

取締役 専務執行役員 技術本部長 佐野正治



要 望 書

国立大学法人秋田大学

学長 吉村昇殿

秋田大学に資源学系新学部を早期に設置頂けますよう、次の通りに要望いたします。

貴学におかれましては、明治期の鉱山専門学校に端を発し、これまで鉱山開発技術ならびに石油、天然ガス資源に関する教育と研究を通じて、全国各地に活躍する多数の優秀な人材を輩出し、社会に貢献されていることは広く知られているところであります。

秋田県には、国内最大の累計生産量を誇り現在も生産を続ける八橋油田があり、つい最近では鮎川油ガス田でシェールガス革命に端を発する新技術によるシェールオイルの採油に成功するなど、秋田県は時代を通じて国内石油産業の中心地の一つであり続けております。また、日本が世界に誇る黒鉱鉱床やその他多数の鉱山が開発された地であり、レアメタル等日本の先端技術産業に不可欠である資源の調査に関わる学問のみならず、そのリサイクル方法の研究等も盛んに行われている秋田の地は、資源学教育の拠点を設置するにふさわしい国内では特筆した地域であると認識しております。

一方、本邦の石油、天然ガス資源の開発は海外依存度が極めて高く、産油国政府、機関との関係構築、国際石油資本他諸外国の石油開発会社との協働や交渉など海外での活動が既に当たり前となっており、専門技術のみならず石油法や共同操業協定、作業請負や売買といった契約関係の基礎知識も有した第二外国語を個々のツールとできる国際的な技術者の育成が不可欠となってきております。国際的な石油開発会社として健康、安全、環境を重視しながら石油、天然ガスの開発と供給を通じて社会に貢献することを使命としている当社は、貴学が取り組まれてきた教育研究に大いに期待するところであり、今後より一層の高度な専門知識、ならびに幅広い教養を有した海外でも通用する人材の輩出を強く望むところです。

つきましては、秋田県唯一の国立大学である貴学において、資源探査、資源開発、資源政策および経済活動に関する専門知識を有して世界で活躍するに足る人材養成を行う新学部、学科の設立が早期に実現され、これまで以上に日本のみならず世界が取り組む資源関連分野の課題解決に貢献する大学となられますよう特段のご配慮をお願い致します。

平成 25 年 5 月 8 日

三井石油開発株式会社

代表取締役副社長 松村 幸政



要 望 書

国立大学法人秋田大学

学長 吉 村 昇 殿

秋田大学に資源学系新学部を早期に設置いただけますよう次のとおり要望いたします。

貴学においては、明治期の鉱山専門学校に端を発し、これまで鉱山開発の技術の教育研究を通じて、日本の全国各地で活躍する優秀な人材を輩出し広く社会に貢献されていることは、広く社会に知られているところであります。とりわけ、秋田の地は日本において最初の原油生産を行ったところであり、かつ直近ではシェールオイルの採油をみており国内では特筆して資源学教育拠点を設置するに値する素地が整っていると認識しております。

特に資源の安定的供給を通じて日本および国際社会に貢献することを使命としております資源・エネルギー関連の業界に属する我が社においては、貴学が取り組まれてきた教育研究への期待はますます高まり、今後より一層の高度な専門知識及び幅広い教養を有したグローバル人材の輩出が強く望まれているところです。

つきましては、秋田県唯一の国立大学である貴学に、理学・工学・人文社会科学の知識を基礎とし、資源探査、資源開発、資源政策・経済に関する専門知識を持って世界で活躍するに足る人材養成を行う新学部、学科の設立を早期に実現され、これまで以上に日本のみならず世界が取り組む資源関連分野の課題解決に貢献する大学となるよう特段のご配慮をお願いいたします。

平成 25 年 5 月 10 日

JX 日鉱日石開発株式会社

代表取締役社長 平井 茂雄 印



要 望 書

国立大学法人秋田大学

学長 吉 村 昇 殿

秋田大学に資源学系新学部を早期に設置いただけますよう次のとおり要望いたします。

貴学においては、明治期の鉱山専門学校に端を発し、これまで鉱山開発の技術の教育研究を通じて、日本の全国各地で活躍する優秀な人材を輩出し広く社会に貢献されていることは、広く社会に知られているところであります。とりわけ、日本において最初に黒鉱処理技術開発に成功し、近年ではレアメタル等日本の先端技術産業に不可欠である資源のリサイクル方法などの研究が盛んに行われている秋田の地は、国内では特筆して資源学教育拠点を設置するに値する素地が整っていると認識しております。

特に資源の安定的供給を通じて日本および国際社会に貢献することを使命としております資源・エネルギー関連の業界に属する我が社においては、貴学が取り組まれてきた教育研究への期待はますます高まり、今後より一層の高度な専門知識及び幅広い教養を有したグローバル人材の輩出が強く望まれているところです。

つきましては、秋田県唯一の国立大学である貴学に、理学・工学・人文社会科学の知識を基礎とし、資源探査、資源開発、資源政策・経済に関する専門知識を持って世界で活躍するに足る人材養成を行う新学部、学科の設立を早期に実現され、これまで以上に日本のみならず世界が取り組む資源関連分野の課題解決に貢献する大学となるよう特段のご配慮をお願いいたします。

平成 25 年 5 月 10 日

JX 日鉱日石金属株式会社

代表取締役社長 足立 吉正



要 望 書

国立大学法人秋田大学

学長 吉 村 昇 殿

DOWA メタルマインは、秋田大学に国際資源学部が早期に設置されることを要望いたします。

貴学は、1949年の大学設立当初より、国内では唯一、鉱山学部を設置し、他大学の追随を許さない高いレベルの鉱山技術者を数多く輩出されております。弊社が今日まで130年に亘り、国内外で、鉱山・製錬・リサイクル事業を継続し発展させることが出来たのも、貴学出身者の活躍に負うところが大きく、感謝申し上げます。

一方、昨今では弊社も、海外各地での事業展開を加速しております。そこでは、専門技術だけでなく、激動する国際情勢や進出地域の習慣や文化などを理解し、適切な行動ができる人材の育成が必須と痛感しております。これは、弊社のみに留まらず、日本の資源戦略を担う各社に共通したものです。

貴学が、理学・工学・人文社会科学の知識を基礎とし、資源探査、資源開発、資源政策、経済に関する専門知識を持って世界で活躍するに足る人材養成を行う新学部を設立されることは時宜に適った取り組みであると考えます。

平成 25 年 4 月 24 日

DOWA メタルマイン株式会社

代表取締役社長 関口 明



要 望 書

国立大学法人秋田大学

学長 吉 村 昇 殿

秋田大学に資源学系新学部を早期に設置いただけますよう次のとおり要望いたします。

貴学においては、明治期の鉱山専門学校に端を発し、これまで鉱山開発の技術の教育研究を通じて、日本の全国各地で活躍する優秀な人材を輩出し広く社会に貢献されていることは、広く社会に知られているところであります。とりわけ、日本において初のシェールオイルの採油成功やレアメタル等日本の先端技術産業に不可欠である資源のリサイクル方法などの研究が盛んに行われている秋田の地は、国内では特筆して資源学教育拠点を設置するに値する素地が整っていると認識しております。

特に資源の安定的供給を通じて日本および国際社会に貢献することを使命としております資源・エネルギー関連の業界に属する我が社においては、貴学が取り組まれてきた教育研究への期待はますます高まり、今後より一層の高度な専門知識及び幅広い教養を有したグローバル人材の輩出が強く望まれているところです。

つきましては、秋田県唯一の国立大学である貴学に、理学・工学・人文社会科学の知識を基礎とし、資源探査、資源開発、資源政策・経済に関する専門知識を持って世界で活躍するに足る人材養成を行う新学部、学科の設立を早期に実現され、これまで以上に日本のみならず世界が取り組む資源関連分野の課題解決に貢献する大学となるよう特段のご配慮をお願いいたします。

平成 25 年 4 月 19 日

住友金属鉱山株式会社

取締役 専務執行役員 資源事業本部長 川口幸男



要 望 書

国立大学法人秋田大学

学長 吉 村 昇 殿

秋田大学に資源学系新学部を早期に設置いただけますよう次のとおり要望いたします。

貴学においては、明治期の鉱山専門学校に端を発し、これまで鉱山開発の技術の教育研究を通じて、日本の全国各地で活躍する優秀な人材を輩出し社会に貢献されていることは、広く社会に知られているところであります。とりわけ、日本において初のシェールオイルの採油成功やレアメタル等日本の先端技術産業に不可欠である資源のリサイクル方法などの研究が盛んに行われている秋田の地は、国内では特筆して資源学教育拠点を設置するに値する素地が整っていると認識しております。

特に資源の安定的供給を通じて日本および国際社会に貢献することを使命としております資源・エネルギー関連の業界に属する我が社においては、貴学が取り組まれてきた教育研究への期待はますます高まり、今後より一層の高度な専門知識及び幅広い教養を有したグローバル人材の輩出が強く望まれているところです。

つきましては、秋田県唯一の国立大学である貴学に、理学・工学・人文社会科学の知識を基礎とし、資源探査、資源開発、資源政策・経済に関する専門知識を持って世界で活躍するに足る人材養成を行う新学部、学科の設立を早期に実現され、これまで以上に日本のみならず世界が取り組む資源関連分野の課題解決に貢献する大学となるよう特段のご配慮をお願いいたします。

平成 25 年 4 月 19 日

日鉄鉱業株式会社

資源開発部長 古野 正憲



国立大学法人 秋田大学

吉 村 昇 学長

秋田大学資源学系新学部早期設置に関しまして

貴学におかれましては、明治期の鉱山専門学校に端を発し、これまで鉱山開発の技術の教育研究を通じて、日本の全国各地で活躍する優秀な人材を輩出し広く社会に貢献されていることは、周知のところであります。とりわけ日本において、かつて黒鉱鉱山操業、初のシェールオイルの採油成功やレアメタル等日本の先端技術産業に不可欠である資源のリサイクル方法などの研究が盛んに行われている秋田の地は、国内では傑出して資源学教育拠点を設置する素地が整っていると認識しております。

更に、資源関連の業界と係りの深い当社においては、貴学が取り組まれてきた教育研究への期待はますます高まり、今後より一層の高度な専門知識及び幅広い教養を有したグローバル人材の輩出が期待されております。

秋田県唯一の国立大学である貴学に、理学・工学・人文社会科学の知識を基礎とし、資源探査、資源開発、資源政策・経済に関する専門知識を持ち世界で活躍するに足る人材養成を行う新学部・学科の設立を早期に実現され、これまでに以上に日本のみならず世界が取り組む資源関連分野の課題解決に貢献する大学となられますよう期待いたします。

平成 25 年 5 月 7 日

丸 紅 株 式 会 社

金属資源開発部

部長 渡部 浩



要 望 書

国立大学法人秋田大学

学長 吉 村 昇 殿

秋田大学に資源学系新学部を早期に設置いただけますよう次のとおり要望いたします。

貴学においては、明治期の鉱山専門学校に端を発し、これまで鉱山開発の技術の教育研究を通じて、日本の全国各地で活躍する優秀な人材を輩出し広く社会に貢献されていることは、広く社会に知られているところであります。とりわけ、日本において初のシェールオイルの採油成功やレアメタル等日本の先端技術産業に不可欠である資源のリサイクル方法などの研究が盛んに行われている秋田の地は、国内では特筆して資源学教育拠点を設置するに値する素地が整っていると認識しております。

特に資源・エネルギーの安定的供給を通じて日本および国際社会に貢献することを目標としております当機構においては、貴学が取り組まれている教育研究への期待はますます高まり、今後より一層の高度な専門知識及び幅広い教養を有したグローバル人材の輩出が強く望まれているところです。

つきましては、秋田県唯一の国立大学である貴学に、理学・工学・人文社会科学の知識を基礎とし、資源探査技術、資源開発技術(採鉱・選鉱等)、並びに資源政策・経済に関する専門知識を持って世界で活躍するに足る人材養成を行う新学部、学科の設立を早期に実現され、これまで以上に日本のみならず世界が取り組む資源関連分野の課題解決に貢献する大学となるよう特段のご配慮をお願いいたします。

平成 25 年 4 月 25 日

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
金属資源開発本部長 上田英之 印

要 望 書

国立大学法人秋田大学

学長 吉 村 昇 殿

秋田大学に資源学系新学部を早期に設置いただけますよう次のとおり要望いたします。

貴学においては、明治期の鉱山専門学校に端を発し、これまで鉱山開発の技術の教育研究を通じて、全国各地で活躍する優秀な人材を多数輩出し社会に貢献されていることは、広く知られているところであります。とりわけ、わが国が世界に誇る黒鉱鉱床やその他の鉱山が多数開発された地であり、最近では日本において初のシェールオイルの採油に成功し、レアメタル等日本の先端技術産業に不可欠である資源のリサイクル方法などの研究が盛んに行われている秋田の地は、国内では特筆して資源学教育拠点を設置するにふさわしい土地であると認識しております。

特に資源の安定的供給を通じて日本および国際社会に貢献することを使命としております非鉄金属鉱業・製錬業の業界団体である当協会では、貴学が取り組まれてきた教育研究に大いに期待するところであり、今後より一層の高度な専門知識及び幅広い教養を有したグローバル人材の輩出を強く望むところです。

つきましては、秋田県唯一の国立大学である貴学に、理学・工学・人文社会科学の知識を基礎とし、資源探査、資源開発、資源政策・経済に関する専門知識を持って世界で活躍するに足る人材養成を行う新学部、学科の設立を早期に実現され、これまで以上に日本のみならず世界が取り組む資源関連分野の課題解決に貢献する大学となるよう特段のご配慮をお願いいたします。

平成 25 年 4 月 19 日

日 本 鉱 業

会長 矢尾 宏



秋田大学 国際資源学部

課題と 社会的ニーズ

国内資源学教育の現状は、資源系学科の再編・縮小により資源分野を網羅する一貫教育が困難な状況にかつ、海外に偏在する資源の獲得・開発や研究を担う国際感覚を持つ人材の養成が急務
1世紀にわたり資源学を牽引してきた秋田大学に国内外大学等の強みを結集し、資源学教育研究拠点として日本・世界に貢献する学部へ

国際資源学科

国際資源分野において求められる『人文社会系・技術系パッケージ型教育』を展開し
グローバル資源人材の養成を実現

コース共通留学生枠(5名)

資源政策コース(30名)

資源地球科学コース(35名)

資源開発環境コース(50名)

共通教育

グローバル化に対応した
総合的な英語力

広い視野に立って自らの考えを
発信できるコミュニケーション能力

社会の変化や多様性に
柔軟に対応できる豊かな人間性

国際資源戦略を担うための
人文社会的基礎知識

資源地質・鉱床解析に関する
基礎知識

資源開発と環境対策に関する
基礎知識

専門教育

資源国法経制度や国際法・
各国政治制度の知識習得
国際情勢・資源経済・鉱業法等
の資源政策の理解
資源開発地域固有の
歴史、文化、宗教の理解
異なる文化の橋渡し
「文化間ミディエーション」能力
の知識と技能

共同
連携

世界を対象とした資源分布
予測手法の体得
新たな鉱山資源の探求
最先端地球科学からの
地球史解析
資源生成システムの解明

共同・連携

共同
連携

激化する資源獲得競争を
勝ち抜く資源開発技術
資源生産の最適な手法の検討
資源循環型社会の形成に寄与
するリサイクル・製錬技術
鉱山における環境保全技術

世界的資源戦略において、国際的企業・政府機関のあらゆるセクションで即戦力として活躍できる人材を養成・輩出する

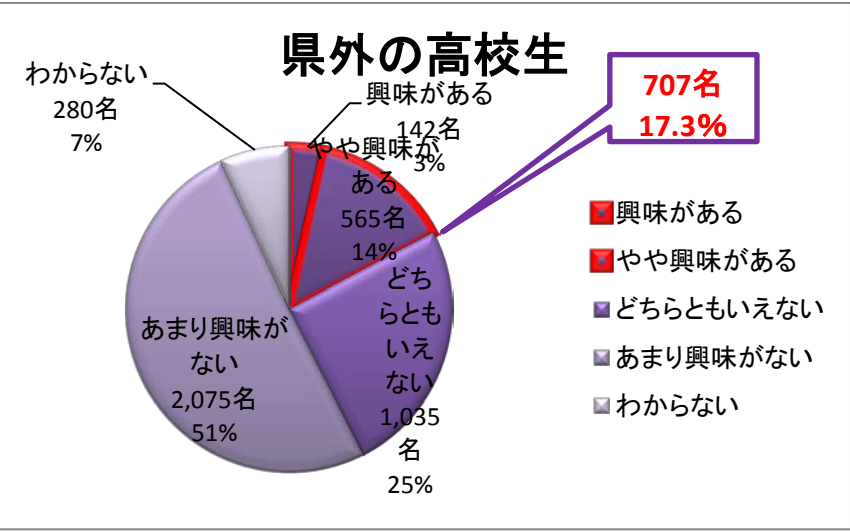
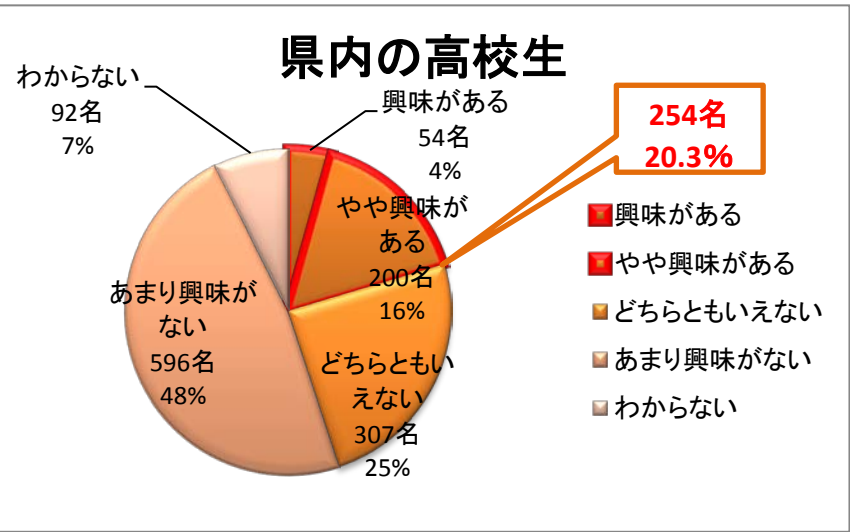
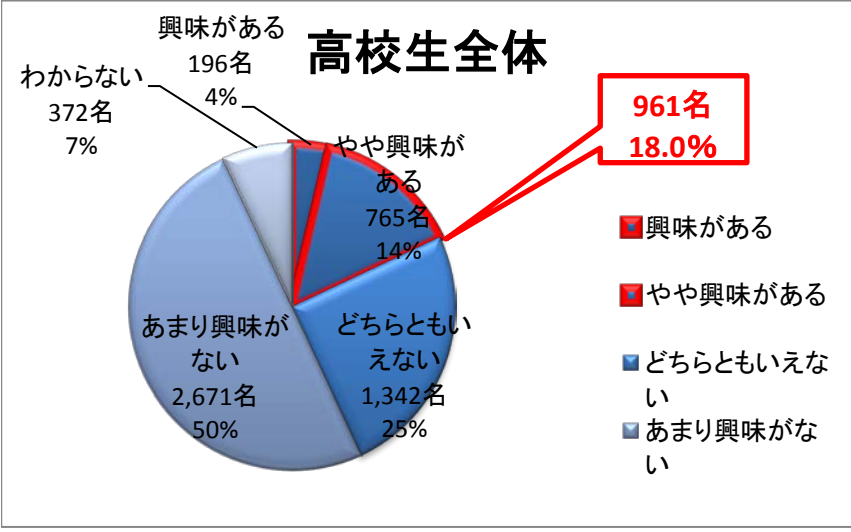
国際資源学部への進学希望 高校生からのニーズ 分析(アンケート結果)

高校生の新学部への興味(進学希望)について(アンケート結果から)

対象: **全国の偏差値69前後の高校及び県内の進学校**の高校2年生(117校9,360名:県内20校1,600名,県外97校7,760名)
回答者:67校5,346名(県内20校1,249名,県外47校4,097名:男性2,902名,女性2,444名)

1. 県内・県外の比較

県内外別	興味がある	やや興味がある	どちらともいえない	あまり興味がない	わからない
県内の高校生 1,249名 (20校)	254名 20.3%	54名 4.3%	200名 16.0%	307名 24.6%	596名 47.7%
県外の高校生 4,097名 (47校)	707名 17.3%	142名 3.5%	565名 13.8%	1,035名 25.3%	2,075名 50.6%
計 5,346名 (67校)	961名 18.0%	765名 14.3%	1,342名 25.1%	2,671名 50.0%	372名 7.0%



【アンケート結果から見る高校生のニーズについて】

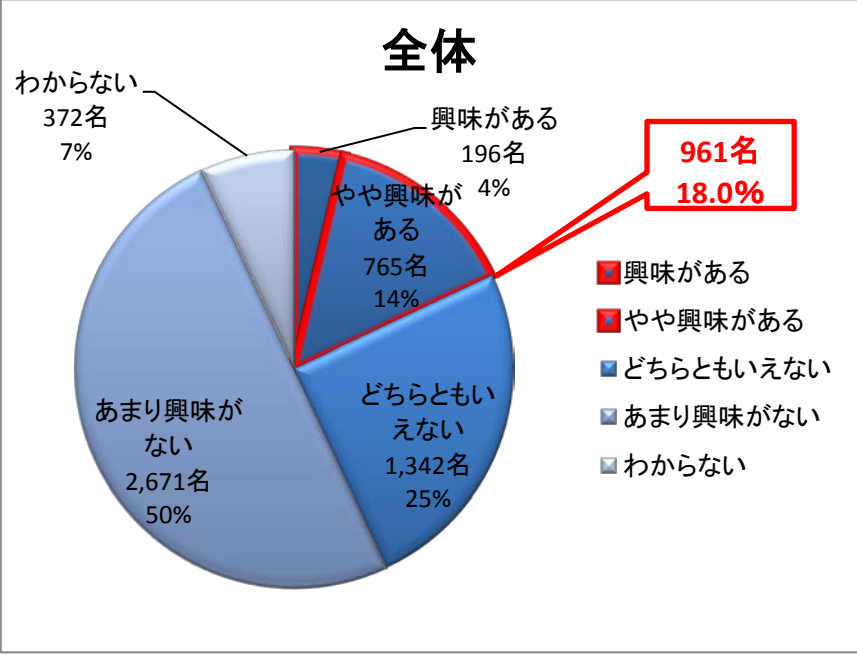
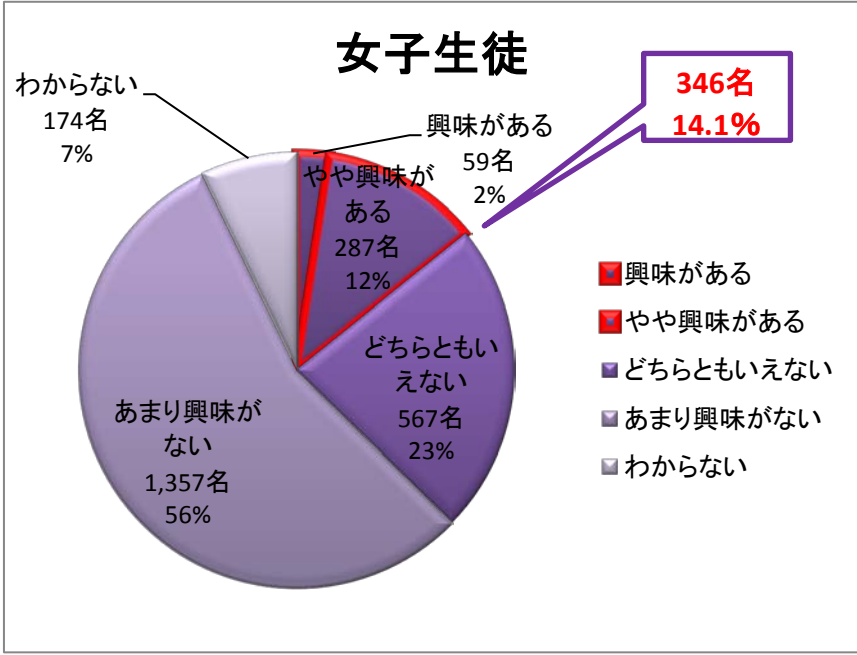
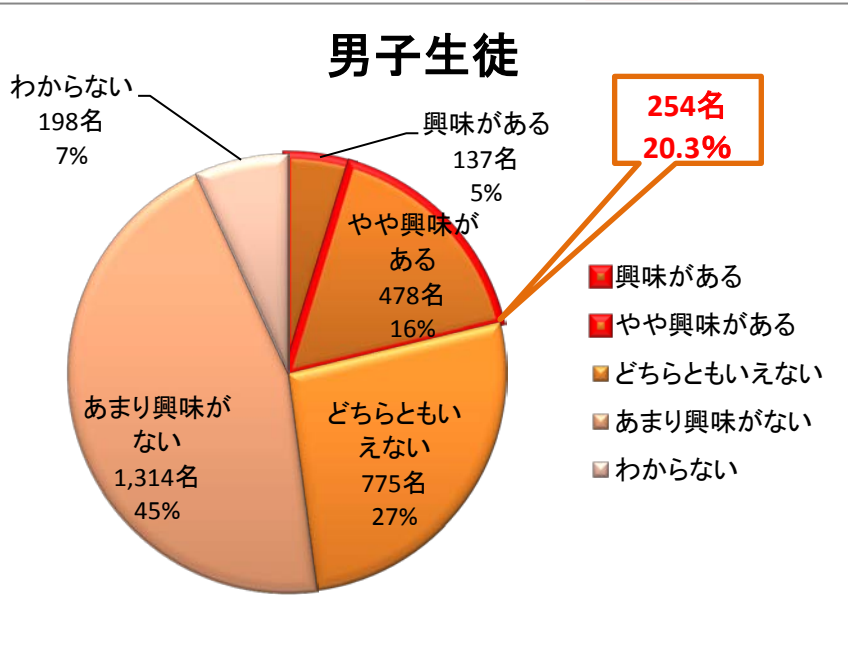
➤ **高校生全体(5,346名)として、新学部への進学に対して961名(全体の18%)が興味を抱いている**ことがわかる。また、「どちらともいえない」と回答した高校生1,342名(全体の25%)に対し、新学部の教育内容や特色、就職先等をアピールすることにより興味を抱かせこの層を取り込むことにより更に新学部への進学希望者が増加すると見込まれることから、**学生確保については問題ない**と考えられる。

➤ **県内の高校生(1,249名)では、新学部への進学に対して254名(県内全体の20%)が興味を抱いている**ことがわかる。これは県内の高校生からも新学部に対する期待の裏付けとなり、進学先の候補の一つとなり得ると考えられる。

➤ **県外の高校生(4,097名)では、新学部への進学に対して707名(県外全体の17%)が興味を抱いている**ことがわかる。これは県内の高校生とほぼ同様の比率であり、全国的に見ても新学部への進学に対して興味を抱いていることがわかる。

2. 男女別の比較

男女別		興味がある	やや興味がある	どちらともいえない	あまり興味がない	わからない
男子生徒	2,902名	615名 21.2%	137名 4.7%	478名 16.5%	775名 26.7%	1,314名 45.3%
女子生徒	2,444名	346名 14.1%	59名 2.4%	287名 11.7%	567名 23.2%	1,357名 55.5%
計	5,346名	961名 18.0%	196名 3.7%	765名 14.3%	1,342名 25.1%	2,671名 50.0%



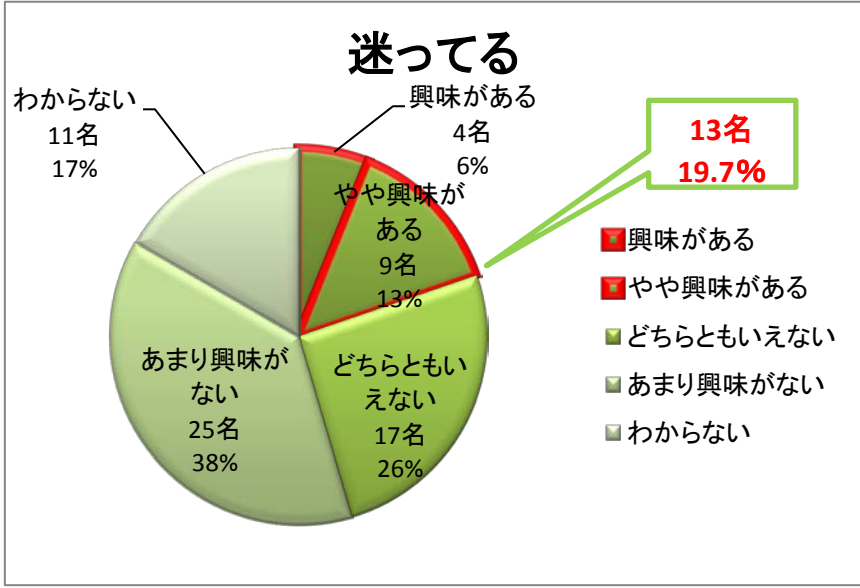
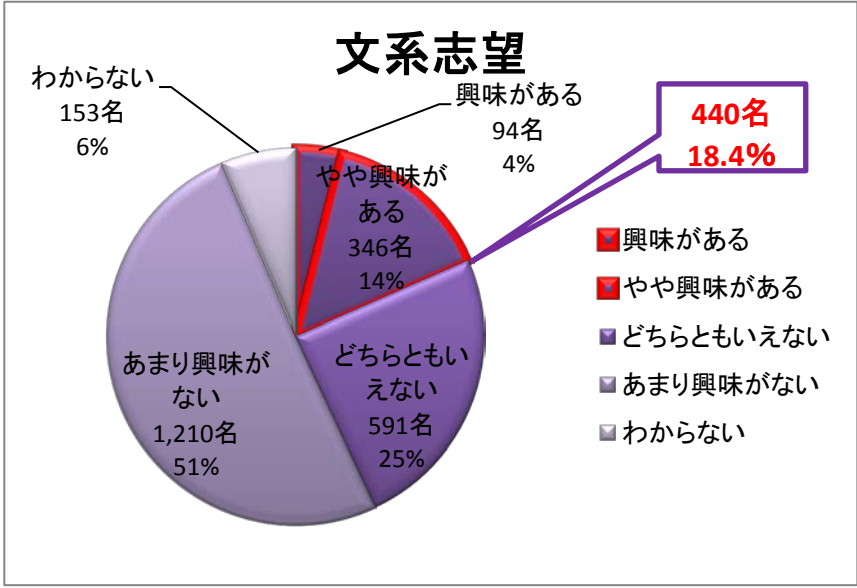
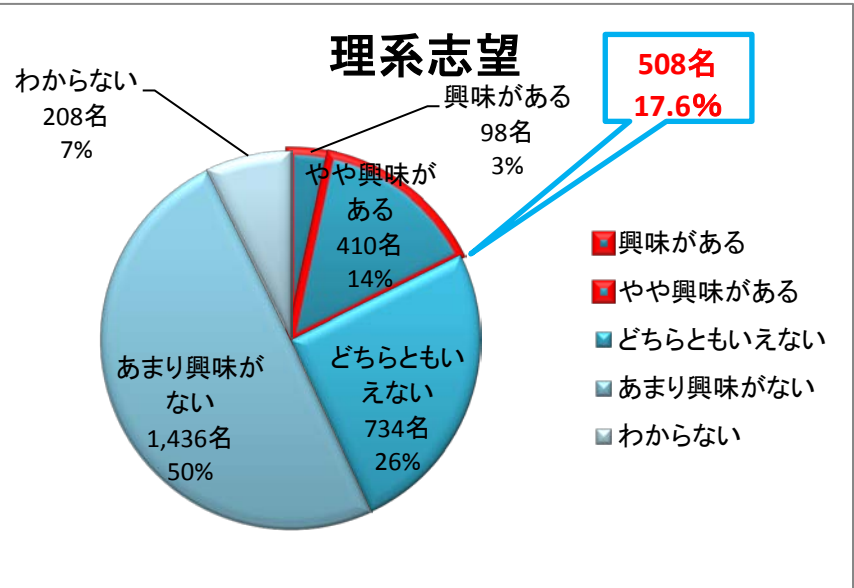
【アンケート結果から見る高校生男女別によるニーズについて】

➤ 男子生徒(2,902名)で見ると、新学部への進学に対して615名(男子生徒全体の21%)が興味を抱いていることがわかる。また「どちらともいえない」と回答した男子生徒775名(26%)に対して新学部の教育内容や特色、就職先等をアピールすることにより興味を抱かせ取り込むことができれば、男子生徒の約半数1,390名が進学先として興味を持つこととなる。

➤ 女子生徒(2,444名)で見ると、新学部への進学に対して346名(女子生徒全体の14%)が興味を抱いていることがわかる。これは男子生徒同様に「どちらともいえない」と回答した女子生徒567名(23%)に対して新学部の教育内容や特色、就職先等をアピールし、更に“文理融合型”でかつ“資源に特化した文系カリキュラムを組む人材育成”のコースもあることの理解を促進することにより、新学部への興味がもう少し増加すると思われ、進学先の候補となり得ると考えられる。

3. 志望別の比較

志望別		興味がある	やや興味がある	どちらともいえない	あまり興味がない	わからない
理系志望	2,886名	508名 17.6%	98名 3.4%	410名 14.2%	734名 25.4%	1,436名 49.8%
文系志望	2,394名	440名 18.4%	94名 3.9%	346名 14.5%	591名 24.7%	1,210名 50.5%
迷ってる	66名	13名 19.7%	4名 6.1%	9名 13.6%	17名 25.8%	25名 37.9%
計	5,346名	961名 18.0%	196名 3.7%	765名 14.3%	1,342名 25.1%	2,671名 50.0%



【アンケート結果から見る志望別によるニーズについて】

➤理系志望生徒(2, 886名)では, 新学部への進学に対して508名(理系志望生徒全体の18%)が興味を抱いていることがわかる。また, 「どちらともいえない」と回答した理系志望生徒734名(25%)に対して新学部の教育内容や特色, 就職先等をアピールすることにより興味を抱かせ取り込むことができれば, 理系志望生徒全体で1, 242名(43%)が進学先として興味を持つこととなる。

➤文系志望生徒(2, 394名)では, 新学部への進学に対して440名(文系志望生徒全体の18%)が興味を抱いていることがわかる。理系志望生徒同様に新学部の教育内容や特色, 就職先等をアピールし, 更に“文理融合型”でかつ“資源に特化した文系カリキュラムを組む人材育成”のコースもあることの理解を促進することにより, 新学部への興味がもう少し増加し, 進学先の候補となり得ると考えられる。

【総括: アンケート結果全体から見る高校生のニーズについて】

➤進学先としての興味度が県内外別及び志望別問わず全体的に同じような比率構成となっていることがわかる。これは高校生の意識が全国的にほぼ変わらないことを示しており, 「どちらともいえない」と回答した高校生に対して新学部の教育内容や特色, 就職先等をアピールすることにより興味を抱かせ取り込むことができれば, 更に進学先として興味を持つ高校生が増加すると思われる。これらのことから, 学生の確保については問題ないと考えられる。

【 集計 】国際資源学部卒業者の採用について 企業からのニーズ分析（アンケート結果）

業種	資源政策コース					資源地球科学コース					資源開発環境コース				
	採用を希望する	採用する方向で考える	採用について検討する	採用は考えない・わからない	計	採用を希望する	採用する方向で考える	採用について検討する	採用は考えない・わからない	計	採用を希望する	採用する方向で考える	採用について検討する	採用は考えない・わからない	計
石油鉱業関係(9社)	22.2%	22.2%	22.2%	33.4%	100%	55.6%	11.1%	11.1%	22.2%	100%	55.6%	11.1%	11.1%	22.2%	100%
非鉄金属関係(8社)	12.5%	25.0%	37.5%	25.0%	100%	62.5%	12.5%	12.5%	12.5%	100%	62.5%	12.5%	25.0%	0.0%	100%
コンサルタント関係(5社)	20.0%	0.0%	0.0%	80.0%	100%	20.0%	20.0%	20.0%	40.0%	100%	40.0%	0.0%	0.0%	60.0%	100%
金属鉱業(4社)	0.0%	0.0%	25.0%	75.0%	100%	0.0%	25.0%	25.0%	50.0%	100%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	100%
資源系企業 小計(26社)	15.4%	15.4%	23.1%	46.1%	100%	42.3%	15.4%	15.4%	26.9%	100%	46.2%	7.7%	19.2%	26.9%	100%
採用に前向きな企業の割合	53.9%					73.1%					73.1%				
国際協力関係(2社)	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	100%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	100%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	100%
商社(2社)	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	100%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	100%	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	100%
銀行(2社)	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	100%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	100%	0.0%	0.0%	50.0%	50.0%	100%
製鉄(1社)	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100%
プラント(1社)	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
シンクタンク(1社)	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	100%
運輸(1社)	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100%
家電(1社)	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100%
出版社(1社)	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100%
その他(資源戦略研究会)(1社)	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100%
計(39社)	12.8%	10.3%	28.2%	48.7%	100%	30.8%	10.3%	20.5%	38.4%	100%	35.9%	7.7%	25.6%	30.8%	100%
採用に前向きな企業の割合	51.3%					61.6%					69.2%				

【アンケート回答企業一覧】

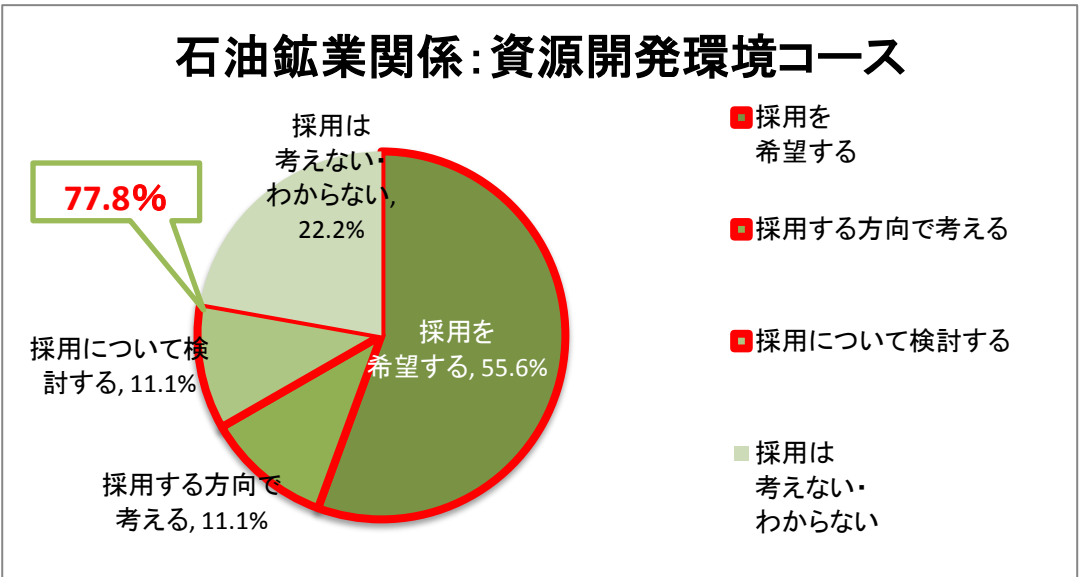
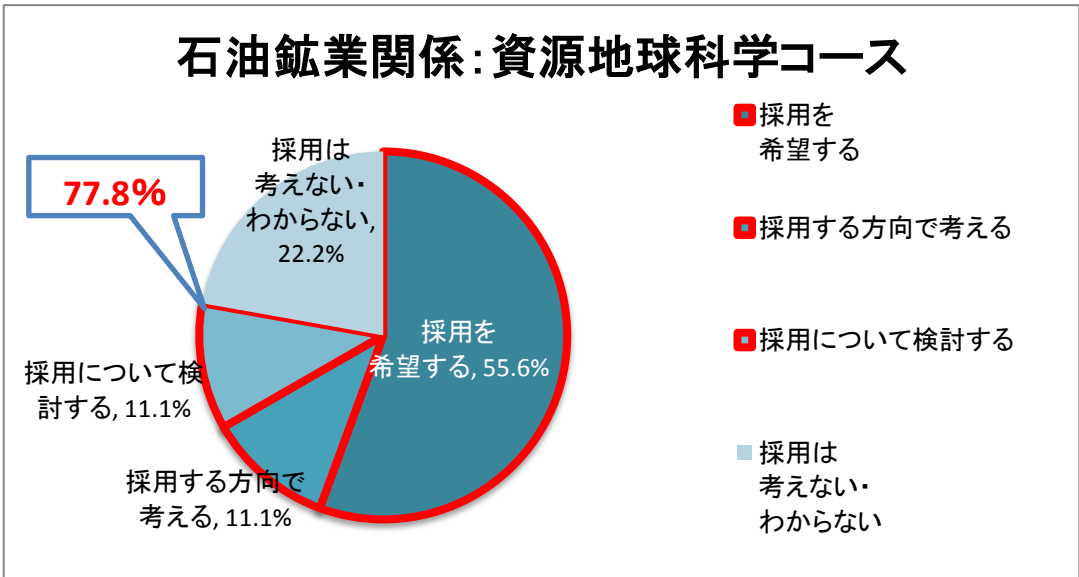
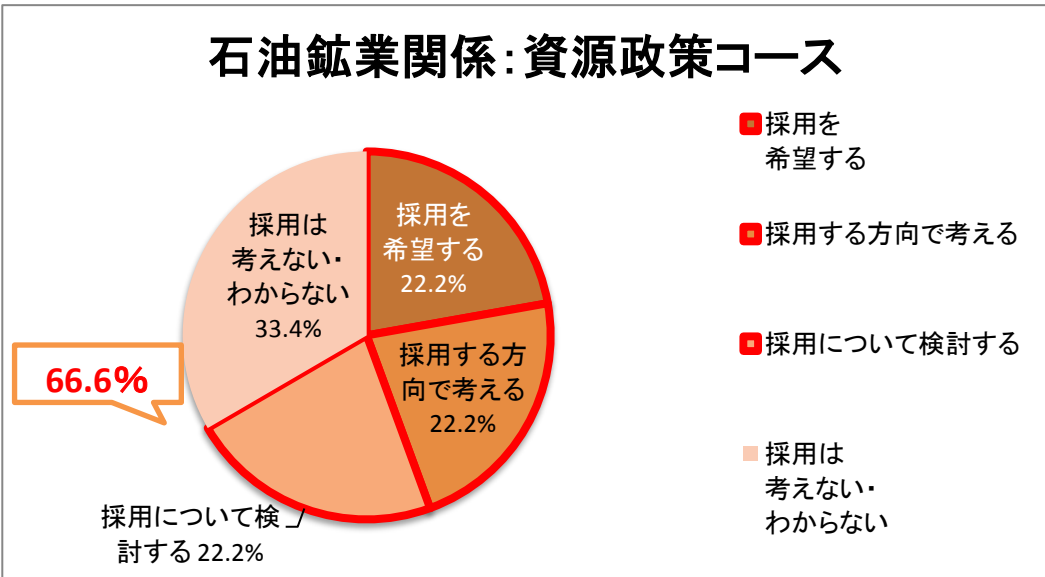
業種	会社名	業種	会社名	業種	会社名
石油鉱業関係	石油連盟	非鉄金属関係	三井金属鉱業(株)	商社	双日(株)
石油鉱業関係	JX日鉱日石開発(株)	非鉄金属関係	太平洋セメント(株)	商社	住友商事(株)
石油鉱業関係	日本海洋掘削(株)	プラント	東洋エンジニアリング(株)	国際協力関係	日本鉱業協会
石油鉱業関係	出光オイルアンドガス開発(株)	コンサルタント関係	住鉱資源開発(株)	国際協力関係	独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構(JOGMEC)
石油鉱業関係	ジャパン石油開発(株)	コンサルタント関係	ジオテクノス(株)	銀行	(株)秋田銀行
石油鉱業関係	(株)富士ボーリング	コンサルタント関係	日本物理探鉱(株)	銀行	(株)北都銀行
石油鉱業関係	(株)日さく	コンサルタント関係	(株)ダイヤコンサルタント	シンクタンク	(株)野村総合研究所
石油鉱業関係	石油資源開発(株)	コンサルタント関係	三菱マテリアルテクノ(株)	出版社	(株)講談社
石油鉱業関係	伊藤忠テクノソリューションズ(株)	金属関係	日鉄鉱コンサルタント(株)	資源戦略研究会メンバー(資源エネルギー庁)	信越化学工業(株)
非鉄金属関係	三菱マテリアル(株)	金属関係	小坂製錬(株)		
非鉄金属関係	JX日鉱日石(株)	金属関係	太平洋金属(株)		
非鉄金属関係	古河機械金属(株)	金属関係	住友軽金属工業(株)		
非鉄金属関係	DOWAメタルマイン(株)	製鉄	(株)神戸製鋼所		
非鉄金属関係	東邦亜鉛(株)	運輸	川崎汽船(株)		
非鉄金属関係	住友金属鉱山(株)	家電	シャープ(株)		

【主要資源系企業 業種別】

1. 石油鉱業関係

- ・資源地球科学、資源開発環境には**半数以上が最も高い採用意欲を示した**
- ・資源政策にはまんべんなく採用ニーズあり
- ・**いずれのコースにも65%を超える高い採用ニーズがある**

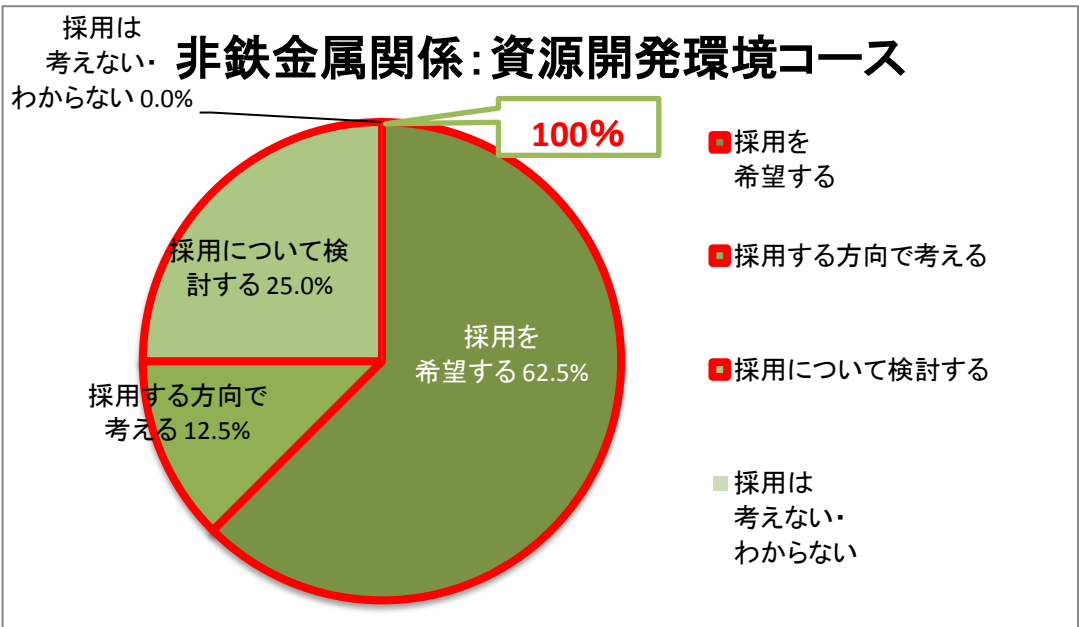
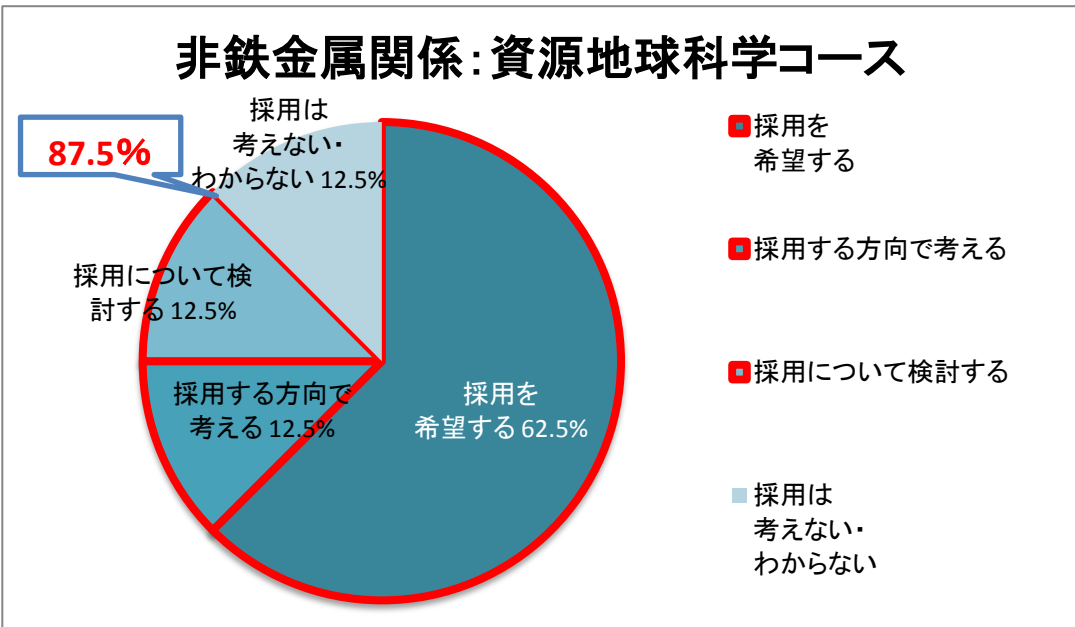
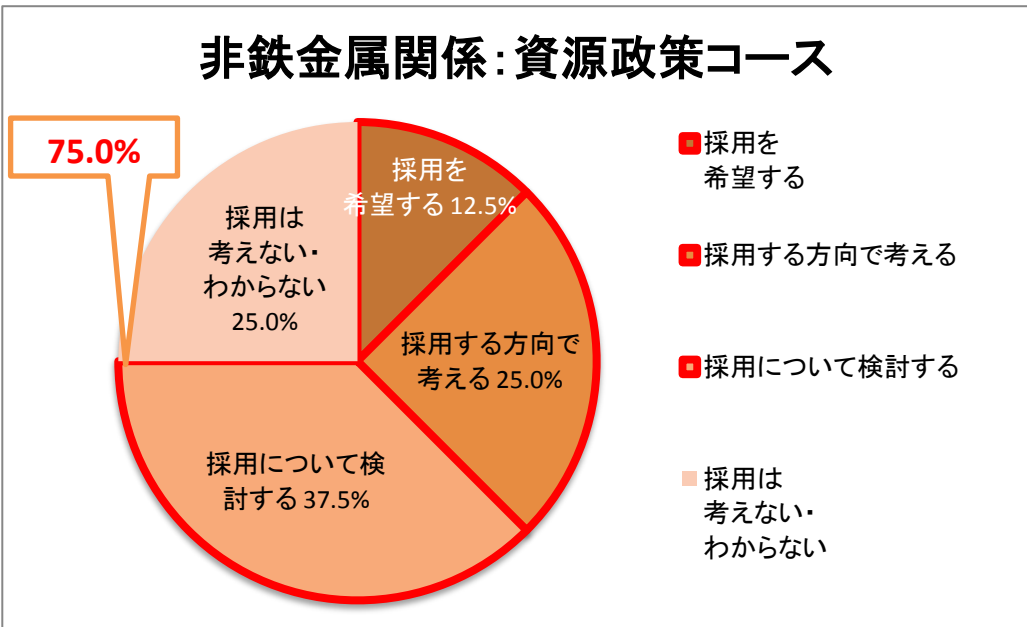
石油鉱業関係企業(9社)からの回答によると、資源地球科学コースおよび資源開発環境コースにおいて「採用を希望する」企業はいずれも77.8%となっており、強い人材ニーズが示された。いずれのコースでも「採用を希望する」「採用する方向で考える」「採用について検討する」を合計すると、採用に前向きである企業の割合は65%を超えている。このことから、この業界の企業が国際資源学部卒業生の採用に非常に前向きであることがわかる。



2. 非鉄金属関係

- ・資源開発環境では**採用ニーズが100%に到達**
- ・資源政策、資源地球科学においても**採用検討までが75%を超える高い評価**
- ・**総じて高い採用ニーズ、特に地質調査等技術系人材に逼迫した需要がある**

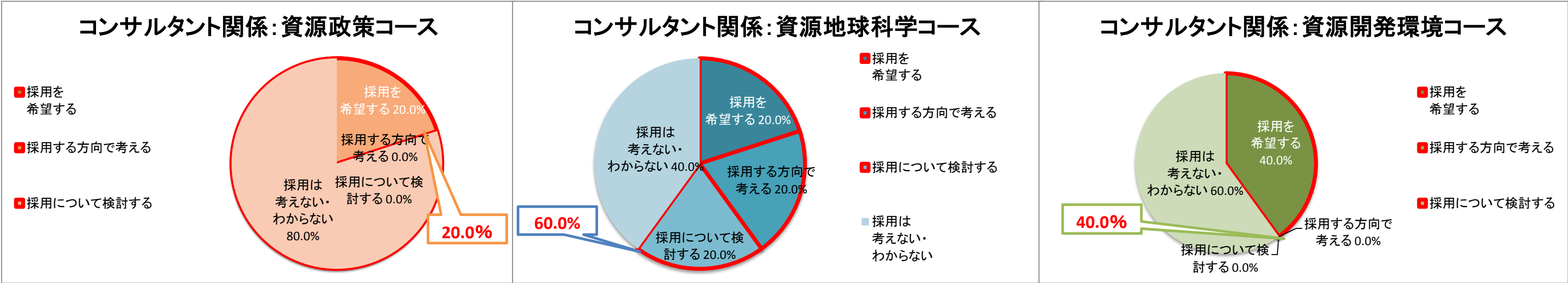
非鉄金属関係企業(8社)からの回答によると、資源地球科学コースおよび資源開発環境コースでは62.5%が「採用を希望する」と回答し、非常に高い人材のニーズがある。「検討する」までと合計すると採用に前向きな企業の割合は、資源開発環境コースでは100%、資源地球科学コースでは87.5%、資源政策コースでも75%に上っている。このことから、国際資源学部卒業生の進路として大きな受け皿となることが期待できる。



3. コンサルタント関係

- ・採用に前向きな企業が60%と最も多かったのは資源地球科学
- ・資源開発環境に対し40%の企業で強い採用ニーズあり
- ・資源政策に対しても5社に1社の割合で採用検討可能性あり

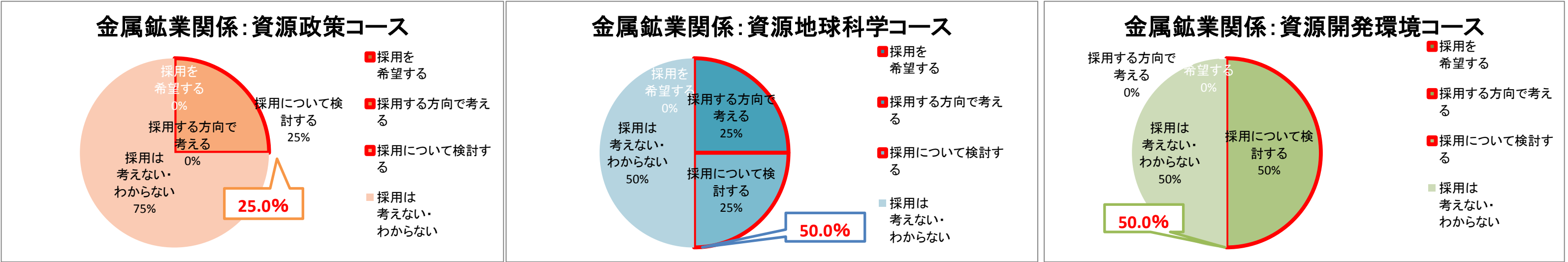
コンサルタント系企業(5社)からの回答によると、「採用について検討する」までの採用に前向きな回答をした企業の割合は資源地球科学コースでは60%に達した。当該コースの卒業生が身につける技術は高く評価されている。また、資源開発環境コースにおいて「採用を希望する」と強い採用意欲を示した企業の割合は40%と、企業によって資源開発技術の分野に強い人材の需要がある。資源政策コースにおいては、同じく「採用を希望する」と強い採用意欲を示した企業の割合は20%と文系分野の人材にも5社に1社の割合で積極的採用を見込めると考えられる。



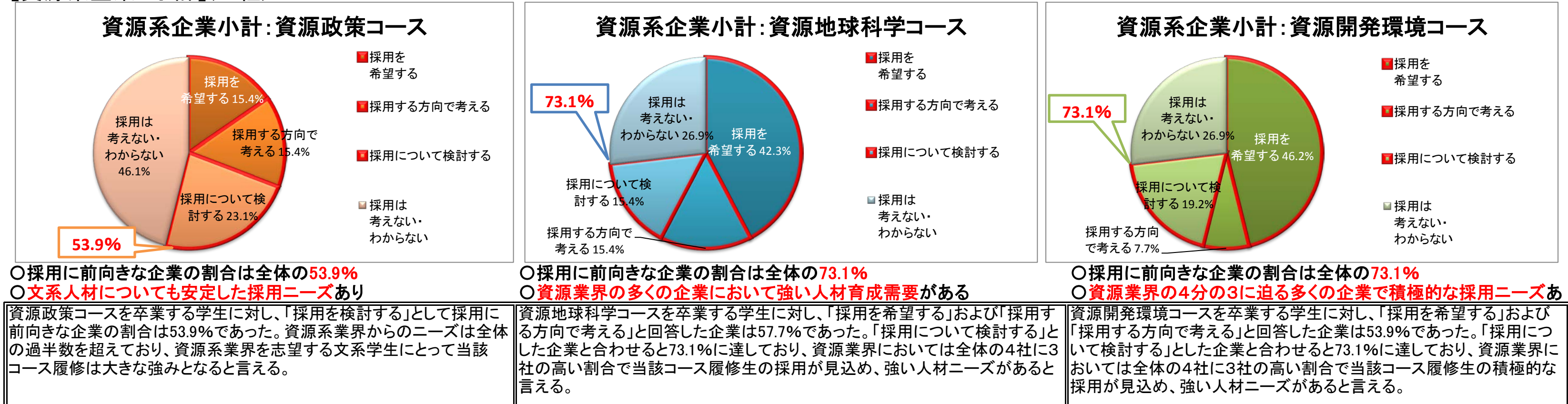
4. 金属鉱業関係

- ・資源地球科学と資源開発環境に対し50.0%の採用ニーズあり
- ・現時点では需要は低位だが、製錬等の金属鉱業に直結する知識・技術は今後大学院卒レベルも含めて需要は高まる可能性がある

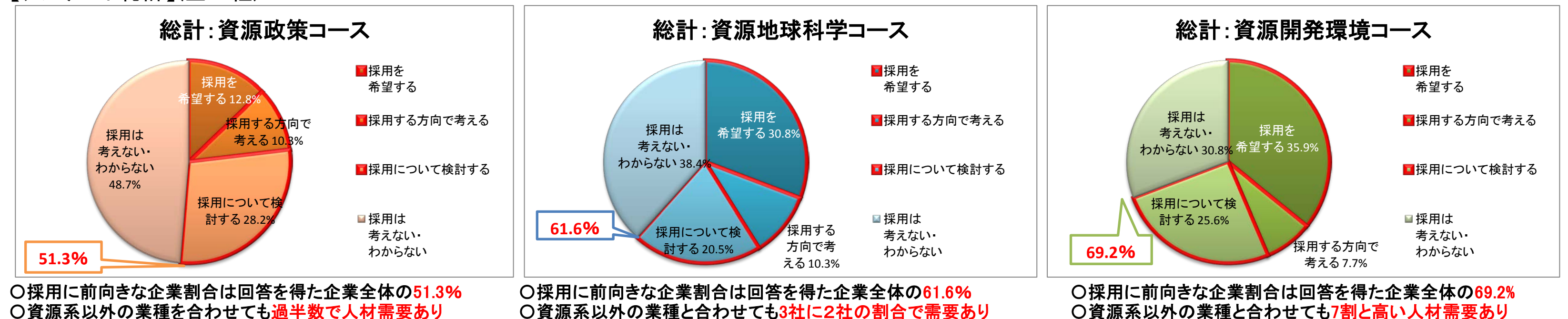
金属鉱業関係企業(4社)からの回答によると、資源地球科学コースおよび資源開発環境コースにおいて「採用について検討する」までの回答を行った企業が全体の50.0%の割合を示した。資源政策コースにおいては採用について前向きと応えた企業は全体の25.0%の割合であった。現時点では金属鉱業関連においては学部卒レベルの人材需要は低位であるが、この業種の主な事業の一つである製錬等の技術を持つ人材に対しては、今後大学院卒レベルを含めて検討・需要が高まることが予想される。



【資源系企業 小計】(26社) ※石油鉱業関係、非鉄金属関係、コンサルタント関係、金属鉱業関係の4業種



【アンケート総計】(全39社)



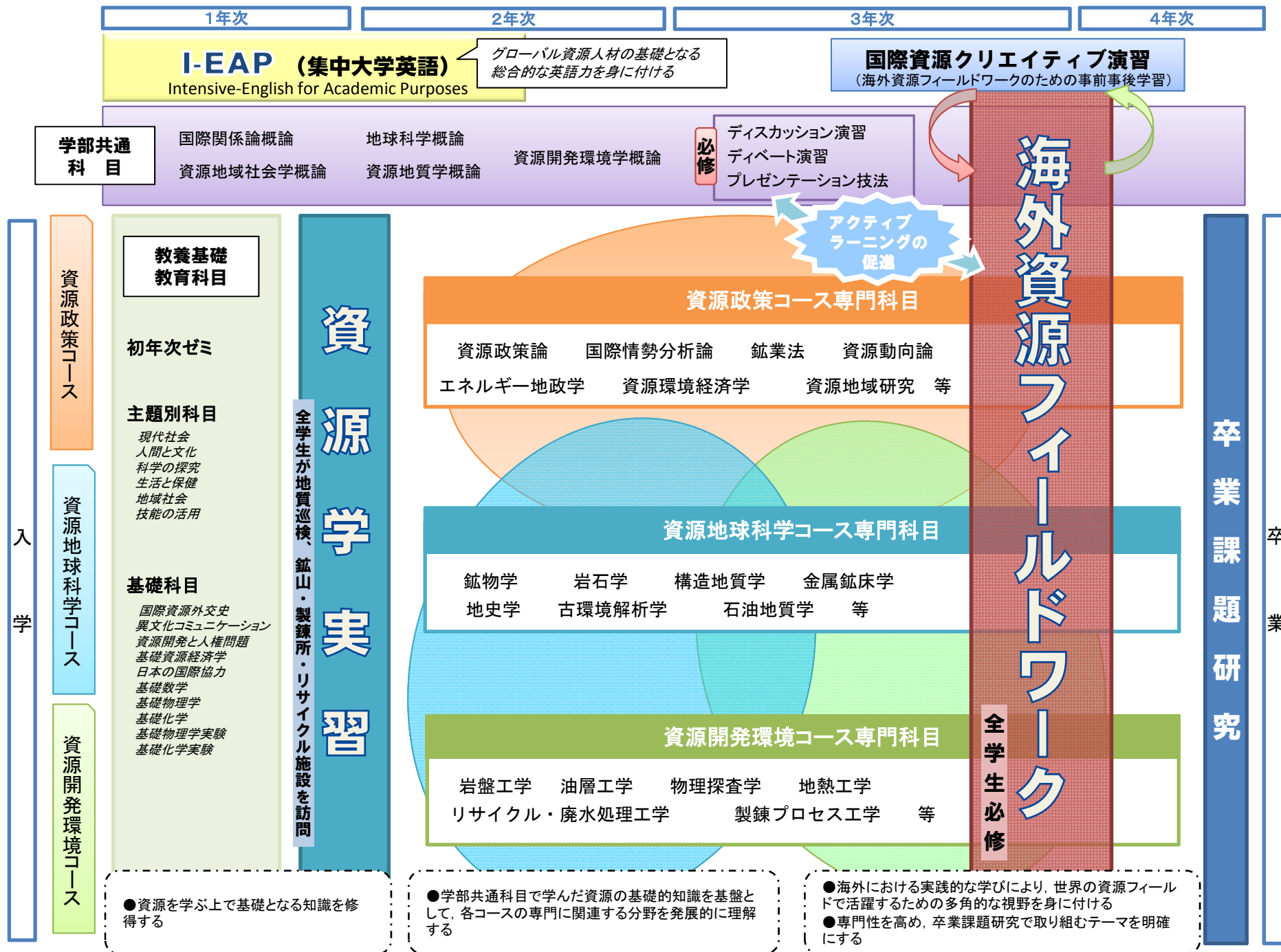
＜ 総括 ＞

○資源地球科学コースと資源開発環境コースにおいては「採用を希望する」として積極的採用を望む企業は3社に1社の割合を超過。
→資源開発における上流から下流に至る専門的技術を持つ人材のニーズは、資源系業界をはじめとして他の業種を含めても相当数あることが見込まれる。

○資源政策コースは、これまで日本の大学・学部には無かった“文系分野の学問系統から多角的に資源戦略に資する人材育成を行う”新しいコンセプトを持つコース設定。
→構想中段階では人材の能力を評価しにくいことを加味しても、**文系資源人材の育成に対しても資源系業界を始めとして社会的な期待がある**ためと考えられる。

回答を得た企業全体のうち「採用を希望する」「採用する方向で考える」「採用について検討する」として採用に前向きな姿勢を示す企業が**いずれのコースにおいても全体の過半数を超過**している。以上のことから、今回行われた企業へのアンケート調査により国際資源学部が取り組む文理融合型**グローバル資源人材**に対する**採用側ニーズは確保できると考えられる。**

国際資源学部 カリキュラム概要図



国際資源学部 実習や演習を重視した学生参加型授業

1年次前期

後期

2年次前期

後期

3年次前期

資源学実習

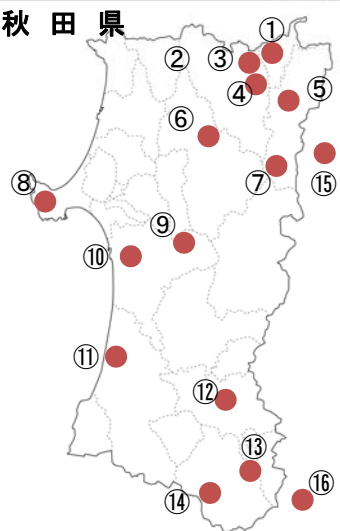
概要

- ◆ 秋田県内等の資源系事業所(石油、製錬、地熱発電所、鉱山関連施設など)の見学および地質巡検(男鹿および小坂・大館地域など)を数日間で行う。
- ◆ 実習地域は、いくつか設定された中から学生の希望により選定する。

1単位

実習候補地

秋 田 県



- ①小坂製錬
- ②北鹿黒鉱
- ③大館エコタウンサイクル関連施設
- ④十和田石採掘
- ⑤尾去沢鉱山
- ⑥阿仁鉱山
- ⑦大沼澄川地熱発電所
- ⑧男鹿半島標準層序
- ⑨旧荒川鉱山関連施設
- ⑩八橋油田
- ⑪由利原油ガス田
- ⑫院内銀山
- ⑬旧吉乃鉱山廃水処理場
- ⑭上の岱地熱発電所
- ⑮旧松尾鉱山廃水処理施設(岩手県)
- ⑯北上石灰(岩手県)

カリキュラム上の位置付け

鉱物資源・エネルギー資源を生成する地質現象を実地に学ぶとともに、資源生産の現場を経験し、今後の専門科目履修の動機付けを行う。

教育効果

実感を伴った地質現象の理解と専門科目履修に向けた学習意義の意識化

- ◆ 地学現象と人類の社会、生活とが密接に関わっていることを全身で感じて理解することができる。
- ◆ 専門科目群を学ぶ意義を見出し、能動的な学びにつなげることができる。

ディスカッション演習

概要

(目的)

- ◆ 議論の中で意見の相違を認めつつ全体の合意形成を効率良く行うことを学ぶ。
- ◆ 情報にはバイアスがかかっている可能性を知る。それを踏まえ、批判的に読み取る必要性を学ぶ。

(実施方法)

1. 少人数のグループに分かれ、テーマに沿った調査を行う。
2. 目標に向けて個々の意見を出し合い、議論を経て集約する作業を行う。
3. 集めた情報に対して批判的視点で分析する。
4. 終盤には各グループの検討結果を発表する。グループ外からの異なる意見に対してディフェンスする力を伸ばす。

(主な題材)

- ◆ メディアで話題となっている時事問題を取り上げる。

カリキュラム上の位置付け

3年次後期に履修する「海外資源フィールドワーク」に向けた準備学習として、英語で自分の意見を述べ、コミュニケーションを行う能力を養成する。

教育効果

自分の意見を論理的に述べ、議論を集約する能力の向上

- ◆ 各自の意見を表現する能力、異なる意見を認めつつも集約する能力、外部の質疑に応答する能力を向上する。
- ◆ クリティカル・シンキング能力を強化できる。
- ◆ 英語による論理的な思考力、記述力、口頭発表力を身に付けることができる。

授業言語: 英語 / 1単位

ディベート演習

概要

(目的)

- ◆ 事実やデータに基づいて、自説を論理的に説得する方法を学ぶ。
- ◆ 議論の組み立て方、準備の方法、基本的な態度について学ぶ。交渉術の初歩を知る。

(実施方法)

1. 各コースの学生が混ざった少人数のグループに分かれ、ディベートを行うために必要なデータを集める等準備を進める。
2. 各グループが賛成派と反対派に分かれ、それぞれに自説が正しいことを伝えるための説得的な方法を考える。
3. 事前に相手からの質問を想定し、自説の弱さも検討し、相手側の追求に対して反論する準備を行う。

(主な題材)

- ◆ メディアで話題となっている時事問題を取り上げる。

カリキュラム上の位置付け

3年次後期に履修する「海外資源フィールドワーク」に向けた準備学習として、英語で自分の意見を述べ、コミュニケーションを行う能力を養成する。

教育効果

事実やデータに基づき相手を説得できる交渉力の醸成

- ◆ 論理的に考えを組み立ててそれを発表する能力、相手の議論を聞き取りながら反論ができる能力を高める。
- ◆ 各コースからのメンバーが1つのグループになることによって、それぞれがもつ専門知識を活かしながらチームとして動く際の役割を学ぶことができる。

専門プレゼンテーション技法

概要

授業言語: 英語 / 1単位

(目的)

- ◆ 自分の考えを効果的に発信するための基礎を学び実践する。

(実施方法)

1. 学生一人一人がテーマを設定する。
2. レジュメのまとめ方と書き方、発表資料・スライドの作成方法、プレゼン時の姿勢・発声について学び、何度も実演を重ねる。
3. 評価票により自己評価及び学生同士の相互評価を実施し、基本を押さえながら個性を生かしたプレゼンテーション力を身につける。

カリキュラム上の位置付け

3年次後期に履修する「海外資源フィールドワーク」に向けた準備学習として、英語で自分の意見を述べ、コミュニケーションを行う能力を養成する。また、卒業研究の発表のための準備学習としても位置付けられる。

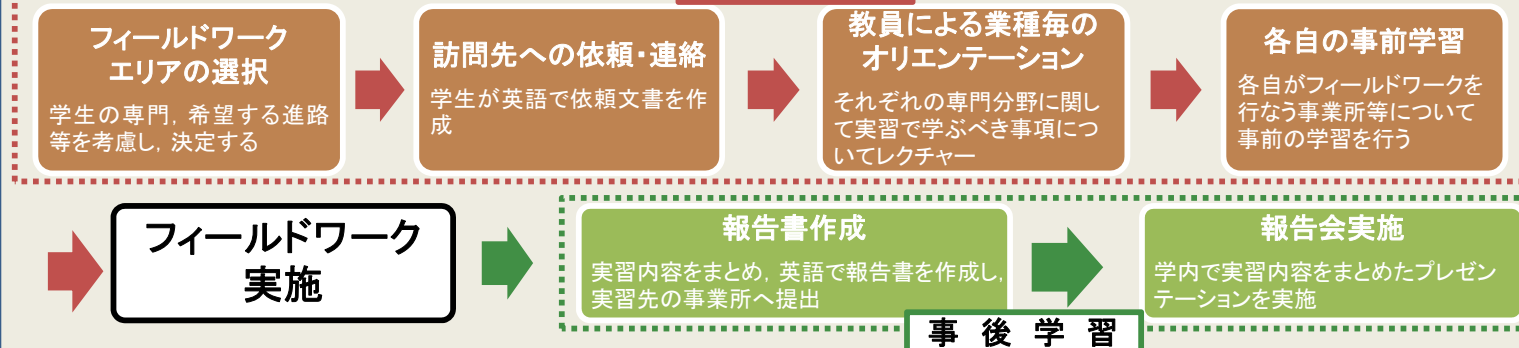
教育効果

臆することなく実社会や学会発表で通用するプレゼンテーション力の向上

- ◆ 自分の意見の発言力を高める方法を体得する。
- ◆ レジュメの書き方やまとめ方、pptの使い方、声のトーン、態度など、総合的な技能を獲得することができる。

国際資源クリエイティブ演習

1単位



教育効果 フィールドワークに向けた主体性の確立／実施後の学習目標・キャリアプランの明確化

- ◆ フィールドワークが単なる見学という受け身の姿勢ではなく、自らが主体的に取り組む姿勢を身に付けることができる。
- ◆ 具体的な目標を立て、工程表の作成(スケジューリング)ができる。
- ◆ 実施後の報告書とプレゼンテーションにより、それらの技法だけではなく、社会的な責任感を自覚できる。

海外資源フィールドワーク

4単位

概要 1～2ヶ月の海外におけるフィールドワークを全学生必修とする。

鉱山企業	Erdenet鉱山(モンゴル)/ Chattree鉱山(タイ)/ Batu Hijau鉱山(インドネシア)等 【実施例】 crashing,mining,separation,shipping,financing,environment,human resource 等あらゆる部門を2週間程度でまわり、資源開発における上流から下流までの流れを経験するインターンシップを行う。
石油関連企業	テキサス油田群,メキシコ湾(INPEXヒューストン事務所)等 【実施例】 事業所の見学と現地大学との巡検をパッケージで実施
リサイクル関連企業	中国・タイのリサイクル資源回収施設(アジア地域, DOWA等関連施設) 【実施例】 事業所および主要施設の見学と技術調査, 課題発掘等の現地調査活動
商社・国際協力機関	JICA 等 【実施例】 現地調査への同行, プロジェクトの補助活動

カリキュラム上の位置付け

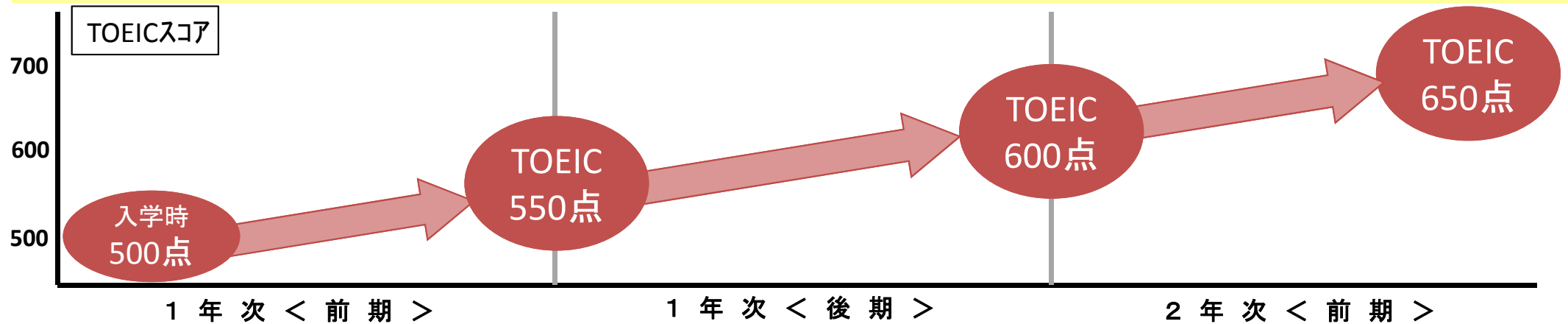
3年次前期までに得た知識を基礎として、資源開発と関係諸国における課題を理解し解決する実践的能力を身に付ける。

教育効果 実社会が求める人材について理解し、学術知識を活用して実際に行動できる実践力を修得

- ◆ 自らの専門性を土台に、海外の資源関連の動向を把握し、学術知識を実際問題へ活用する能力を養うことができる。
- ◆ 異文化社会における適応力、共存力を育成することができる。



集中大学英语「I-EAP」における段階的な到達目標と修得技能



I-EAP I

【修得技能】語彙力及び読解力(多読)

National Geographic誌の短い記事を多数読解し、自然系および社会系の語彙を増やす。オーディオビジュアル教材を用いて、音声による単語の記憶を促進。語彙の定着を図るため毎回小テストを実施する。

I-EAP II

【修得技能】語彙力及び読解力(速読)

政治、社会、経済、国際問題に関わる多様な時事的トピックの記事を短時間で大量に読み、さらに語彙を増やし、オーディオビジュアル教材を用いて、音声による単語の記憶を促進。語彙の定着を図るため毎回小テストを実施する。

I-EAP III

【修得技能】聴解力

I, IIで習得した語彙、文法を活用し、エネルギー問題等のトピックについての言説を視聴、話者の意見や主張することが何であるかを理解するストラテジーを習得する。多くのオーディオビジュアルの資料に触れ、述べられていることについて考察し、自分で意見を構築し、主張できるようにする。

I-EAP IV

【修得技能】アカデミック・ライティング(書記技能)

エッセイを構成するパラグラフの構造を把握し、それに基づいてエッセイを書く。パラグラフのフォーマット、主題文、支持文、および結部の定義を把握し、この構造で書く訓練をしていく。最終的には、パラグラフを統合し、一つのエッセイ(学術論文を含む)を書けるようにする。I-EAP Vのプレゼンテーションのための原稿作りを行う。

I-EAP V

【修得技能】アカデミック・プレゼンテーション(発信技能)

I, IIで発展させてきた語彙、文法、IVで学んだレトリックを駆使し、パワーポイントを使いながら自己のロジックを論じ、研究のプロセスや専門知識をプレゼンテーションという形で再生できるようにする。自分の専門に近いトピックを選び、自己の思考、考察、研究を、エッセイ・ライティングのフレームの中で明快かつ面白くプレゼンテーションができるように学ぶ。

I-EAP VI

【修得技能】話技能(4技能の総合)

自分の研究を英語で論じることができるようにすることに加え、提示されたエッセイやオーディオビジュアル資料に対しクリティカル・シンキングができるようにする。専門科目を英語で学び、理解し、また批判的にも表現できるようにするのがこのコースの最終ゴールである。

語彙力及び読解力
(多読)

語彙力及び読解力
(速読)

聴解力

アカデミック・ライティング
(書記技能)

アカデミック・プレゼン
テーション(発信技能)

話技能
(4技能の総合)

読む Reading

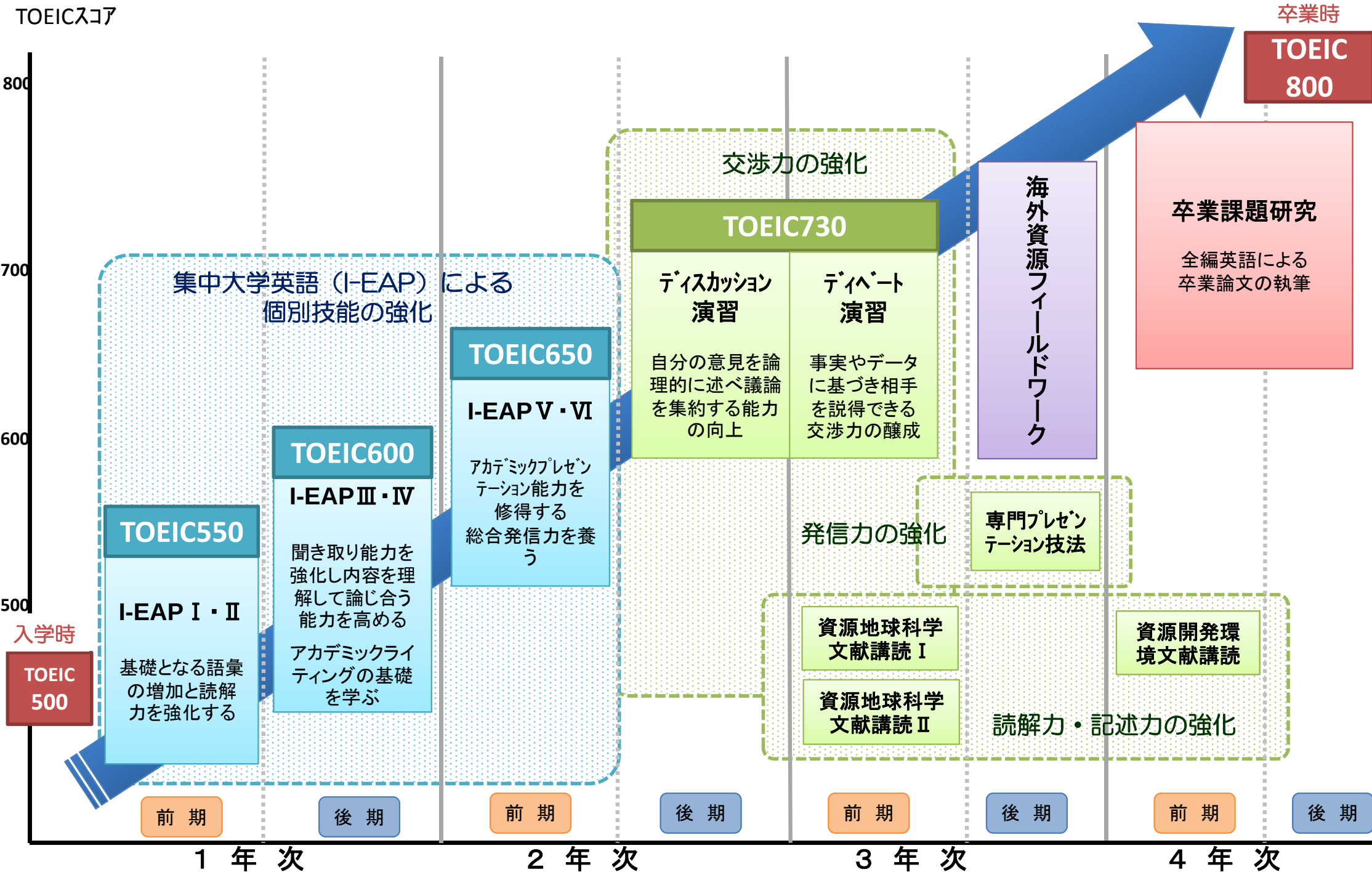
聞く Listening

書く Writing

話す Speaking

プレゼンテーション Presentation

英語によるコミュニケーション能力強化のための英語教育カリキュラムと到達目標



国立大学法人秋田大学職員就業規則

平成16年4月1日

規則第50号

第1章 総 則

（目的）

第1条 この就業規則（以下「規則」という。）は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条の規定により、国立大学法人秋田大学（以下「大学」という。）に勤務する職員（以下「職員」という。）の就業に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

（職員の種類）

第2条 職員の種類は、次のとおりとする。

- 一 事務系職員（主に事務、図書、労務に従事する者）
- 二 技術系職員（主に技術（医療系技術を除く。）、技能に従事する者）
- 三 教育系職員（主に教育、研究、診療に従事する者）
- 四 医療系職員（主に薬剤、看護、検査、医療系技術に従事する者）
- 五 非常勤職員（前各号の一に該当し常時勤務を要しない者）
- 六 外国人研究員
- 七 特任教員
- 八 寄附講座等教員
- 九 特別教員

2 この規則は、前項第1号から第4号までに掲げる職員に適用し、第5号から第9号までに掲げる職員の就業については、別に定める。

（権限の委任）

第3条 学長は、この規則に規定する権限の一部を他の職員に委任することができる。

（法令との関係）

第4条 この規則に定めのない事項については、労基法、その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

（就業規則の遵守）

第5条 大学及び職員は、この規則を遵守し、誠実に各々その義務を履行しなければならない。

第2章 採用・離職等

第1節 通 則

（欠格条項）

第6条 次の各号の一に該当する者は、大学の職員に就く能力を有しない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人

- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 懲戒解雇又は免職を受け、当該解雇又は免職の日から2年を経過しない者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

第2節 採用

(採用)

第7条 事務系職員及び技術系職員の採用は、競争試験又は選考による。

2 教育系職員及び医療系職員の採用は、選考による。

(労働条件の明示)

第8条 職員の採用に際しては、採用しようとする職員に対し、あらかじめ、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- 一 労働契約の期間に関する事項
- 二 就業の場所及び従事すべき職務に関する事項
- 三 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日並びに休暇に関する事項
- 四 給与に関する事項
- 五 退職に関する事項

(試用期間)

第9条 新たに採用された職員は、採用の日から6か月間の試用期間を置く。ただし、学長が必要と認めたときは試用期間を短縮し、又は置かないことがある。

2 学長は、試用期間中又は試用期間満了の際、引き続き職員として勤務させることが不適当と認められる者を、解雇することができる。

3 試用期間は勤続年数に通算する。

第3節 評価

(人事評価)

第9条の2 職員の人材育成を図るため、人事評価を実施する。

2 前項の人事評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第4節 昇任及び降任等

(昇任)

第10条 職員の昇任は、選考による。

2 前項の選考は、その職員の勤務実績に基づいて行う。

3 前条の規定は、昇任した職員について準用する。この場合において、同条第1項中「新たに採用された」とあるのは「昇任した」と、「採用の日」とあるのは「昇任の日」と、同条第2項中「解雇する」とあるのは「昇任前の職に就かせる」と読み替えるものとする。

(降任等)

第11条 職員が、次に掲げる場合においては、これを降任又は降給することができる。

- 一 勤務実績がよい場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に支障がある場合
- 三 その他その職に必要な適格性を欠く場合

第5節 異 動

（異動又は出向）

第12条 職員は、業務上の必要により就業する場所若しくは従事する職務を変更され又は出向を命ぜられることがある。

- 2 前項の規定により異動又は出向を命ぜられた職員は、正当な理由がない限り拒むことはできない。
- 3 前項の出向について必要な事項は、別に定める「国立大学法人秋田大学職員の出向に関する規程」による。

第6節 休 職

（休職）

第13条 職員が、次の各号の一に該当する場合には、これを休職にすることができる。

- 一 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
 - 二 刑事事件に関し起訴された場合
 - 三 職務に関連があると認められる学術に関する研究又は指導に従事する場合
 - 四 共同して行う研究、又は国の委託を受けて行われる研究に従事する場合
 - 五 研究成果活用企業の役員（監査役を除く。）、顧問又は評議員の職を兼ねる場合において、大学の職務に従事することができないとき。
 - 六 国際機関、外国政府の機関等からの要請に基づいて職員を派遣する場合
 - 七 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
 - 八 削除
 - 九 労働組合の業務に専従する場合
 - 十 その他特別の事情があり、学長が休職を相当と認める場合
- 2 第9条第1項の規定による試用期間中の職員については、前項の規定を適用しない。

（休職の期間）

第14条 前条第1項第1号、第3号から第5号まで、第7号及び第10号の休職の期間は、必要に応じ、いずれも3年を超えない範囲内で学長が定める。この休職の期間が3年に満たない場合においては、休職した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

- 2 前条第1項第2号の休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。
- 3 前条第1項第6号及び第9号の休職の期間は、必要に応じ、いずれも5年を超えない範囲内で学長が定める。この期間が5年に満たない場合においては、休職した日から引き続き5年を超えない範囲内において、これを更新することができる。
- 4 前条第1項第3号から第5号までの休職期間が引き続き3年に達する際、特に必要があると学長が認めたときは、2年を超えない範囲内において、休職の期間を更新することができる。この更新した休職の期間が2年に満たない場合においては、学長は、必要に応じ、その期間の初日から起算して2年を超えない範囲内において、再度これを更新することができる。
- 5 学長は、特に必要があると認めたときは、第1項の規定にかかわらず、前条第1項第4号の休職の期間を3年を超え5年を超えない範囲内において定めることができる。この休職の期間が5

年に満たない場合においては、学長は、必要に応じ、休職した日から引き続き5年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

- 6 前2項の規定による前条第1項第4号の休職及び第5項の規定による前条第1項第5号の休職の期間が引き続き5年に達する際、やむを得ない事情があると学長が認めたときは、必要に応じ、これを更新することができる。

（休職の手続）

第15条 職員を休職する場合には、事由を記載した説明書を交付して行うものとする。ただし、職員からの同意書の提出があったときは、この限りでない。

（復職）

第16条 学長は、第13条第1項各号に掲げる休職事由が消滅したと認めた場合には、職務に復職させるものとする。なお同条第1項第1号に該当して休職されている職員の休職期間満了前の復職は、原則として医師の診断の結果に基づいて行うものとする。

- 2 前項の場合、学長は、心身の条件その他を考慮し、休職前の職務以外の職務に就かせることがある。

（休職中の身分等）

第17条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

- 2 休職者は、その休職の期間中、給与を受けない。ただし、「国立大学法人秋田大学職員給与規程」に定めるところにより、給与を受ける場合がある。

第7節 退職及び解雇

（退職）

第18条 職員は、次に掲げるときは、退職し、職員としての身分を失う。

- 一 退職を願い出て学長から承認されたとき。
- 二 定年に達したとき。
- 三 期間を定めて雇用されている職員が、その期間を満了したとき。
- 四 第14条に規定する休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しないとき。
- 五 大学の役員に就任したとき。
- 六 死亡したとき。

（自己都合による退職）

第19条 職員は、自己の都合で退職しようする場合は、退職を希望する日の30日前までに、退職願を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由により30日前までに退職願を提出できない場合は、14日前までにこれを提出しなければならない。

- 2 職員は、退職願を提出しても、退職するまでは職務に従事しなければならない。

（定年）

第20条 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日（以下「定年退職日」という。）に退職するものとする。

- 2 前項の定年は、満60歳とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。
- 一 教育系職員（附属学校教員を除く。） 満65歳

二 削除

三 施設の監視その他の労務に従事する者 満63歳

（定年による退職の特例）

第21条 定年に達した職員（教育系職員を除く。）が前条の規定により退職すべきこととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同条第2項の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

2 前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えない範囲内で更新することができる。

（再雇用）

第22条 第20条の規定により退職した者又は前条の規定により勤務した後退職した者の再雇用については、「国立大学法人秋田大学職員の再雇用に関する規程」による。

（任期付雇用）

第23条 任期を付して雇用される職員の任期に関する事項は、別に定める。

（当然解雇）

第24条 職員が第6条のいずれかに該当するに至った場合は、これを解雇する。

（解雇）

第25条 職員が、次に掲げる場合においては、これを解雇することができる。

- 一 勤務実績が著しくよくない場合
- 二 心身の故障のため職務の遂行に著しい支障があり、又はこれに堪えない場合
- 三 その他その職に必要な適格性を著しく欠く場合
- 四 経営上又は業務上やむを得ない事由が生じた場合

（解雇の制限）

第26条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおらず労基法第18条の規定によって打切補償を支払うときは、この限りでない。

- 一 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- 二 産前産後の女性職員が、労基法第65条の規定により休業する期間及びその後30日間

（解雇予告）

第27条 第25条の規定により職員を解雇するときは、30日前までに予告するか、又は平均賃金の30日分以上の解雇予告手当を支払わなければならない。ただし、試用期間中の職員（14日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇するときは、この限りでない。

（退職証明書）

第28条 学長は、退職し又は解雇された職員が、退職証明書の交付を希望した場合は、遅滞なくこ

れを交付する。

2 前項の証明書に記載する事項は次のとおりとする。ただし、証明書には、退職又は解雇された職員の請求しない事項を記入してはならない。

- 一 雇用期間
- 二 職務の種類
- 三 当該事業における地位
- 四 給与
- 五 退職の事由又は解雇の事由

第3章 給与等

（給与）

第29条 職員の給与については、別に定める「国立大学法人秋田大学職員給与規程」による。

（退職手当）

第30条 職員が退職又は死亡した場合に支給する退職手当については、別に定める「国立大学法人秋田大学職員退職手当規程」による。

第4章 服 務

（誠実義務）

第31条 職員は、大学の業務の公共性を自覚し、誠実に職務を遂行しなければならない。

（職務専念義務）

第32条 職員は、この規則又は関係法令の定める場合を除いては、大学がなすべき責を有する職務に専念しなければならない。

（職務専念義務免除期間）

第33条 職員は、次の各号の一に該当するときは、前条に規定する職務専念の義務を免除される。

- 一 勤務時間内に組合交渉に参加することを承認された期間
- 二 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「均等法」という。）第12条の規定に基づき、勤務時間内に保健指導又は健康診査を受けることを承認された期間
- 三 均等法第13条の規定に基づき、通勤緩和、休憩又は休業により勤務しないことを承認された期間
- 四 その他学長が必要と認めた期間

（遵守事項）

第34条 職員は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 職務を遂行するに際し、法令、この規則若しくは附属する諸規程に反し、又は上司の職務上の命令に反すること。
- 二 職場の内外を問わず、大学の名誉を傷つけ、又は信用を失墜させる行為を行うこと。
- 三 職務上知ることのできた秘密を漏らすこと。その職を退いた後といえども同様であること。
- 四 大学の敷地及び施設内（次号において「構内」という。）で、選挙運動その他の政治的行為を行うこと。

- 五 学長の許可なく、構内で営利を目的とする金品を貸借し、物品の売買を行うこと。
- 六 大学の秩序又は規律を乱す行為を行うこと。
- 七 その他大学の業務の運営に支障をきたす行為を行うこと。

（職員の倫理）

第35条 職員の倫理について、遵守すべき職務に係る倫理原則及び倫理の保持を図るために必要な事項については、別に定める「国立大学法人秋田大学職員倫理規程」による。

（セクシュアル・ハラスメントに関する措置）

第36条 セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する措置は、別に定める「国立大学法人秋田大学セクシュアル・ハラスメント防止等に関する規程」（以下「セクハラ防止等規程」という。）による。

（職員の責務）

第36条の2 職員は、この規則に従い、ハラスメントをしないよう注意しなければならない。

2 職員は、セクハラ防止等規程第9条に定める調査委員会の行う事情聴取及び調査に協力しなければならない。

（兼業の制限）

第37条 職員は、学長の許可を受けた場合でなければ、兼業を行うことができない。

2 職員の兼業について必要な事項は、別に定める「国立大学法人秋田大学兼業規程」による。

第5章 知的所有権

（知的所有権）

第38条 知的所有権について必要な事項は、別に定める「国立大学法人秋田大学知的所有権規程」による。

第6章 勤務時間等

（勤務時間等）

第39条 職員の勤務時間、休日、休暇等について必要な事項は、別に定める「国立大学法人秋田大学の職員の勤務時間等に関する規程」による。

（育児休業）

第40条 職員は、学長に申し出ることにより、3歳に満たない子を養育するため、育児休業をすることができる。

2 育児休業について必要な事項は、別に定める「国立大学法人秋田大学職員の育児休業等に関する規程」による。

（介護休業）

第41条 職員は、学長に申し出ることにより、その要介護状態にある対象家族を介護するため、介護休業をすることができる。

2 介護休業について必要な事項は、別に定める「国立大学法人秋田大学職員の介護休業等に関する規程」による。

(自己啓発等休業)

第41条の2 職員としての在職期間が2年以上である職員は、学長の承認を得て、大学等における修学又は国際貢献活動のための休業(以下「自己啓発等休業」という。)をすることができる。

2 自己啓発等休業について必要な事項は、別に定める「国立大学法人秋田大学職員の自己啓発等休業に関する規程」による。

第7章 研 修

(研修)

第42条 職員は、職務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、研修に参加することを命ぜられた場合には、研修を受けなければならない。

2 職員の研修について必要な事項は、別に定める「国立大学法人秋田大学職員研修規程」による。

第8章 賞 罰

第1節 表 彰

(表彰)

第43条 職員が、次に掲げる場合においては、これを表彰する。

- 一 業務成績の向上に多大な功労があった場合
- 二 職務上顕著に有益な創意工夫又は改善を行った場合
- 三 大学の名誉となり、又は他の職員の模範となる善行を行った場合
- 四 その他特に表彰に値する行為があった場合

2 前項各号に掲げる表彰について必要な事項は、別に定める「国立大学法人秋田大学職員表彰実施規程」による。

3 前項の規定にかかわらず、永年勤続に係る表彰について必要な事項は、別に定める「国立大学法人秋田大学永年勤続者表彰規程」による。

第2節 懲 戒

(懲戒)

第44条 職員が、次に掲げる場合においては、これを懲戒することができる。

- 一 故意又は重大な過失により大学に損害を与えた場合
- 二 遅刻、早退を繰り返す、又は長期にわたり欠勤するなど勤務を怠った場合
- 三 刑法上の犯罪に該当する行為を行った場合
- 四 重大な経歴詐称をした場合
- 五 その他前各号に準ずる行為があった場合又はこの規則若しくは附属する諸規程に違反した場合

(懲戒の種類)

第45条 懲戒の種類は次のとおりとする。

- 一 戒告(将来を戒める懲戒をいう。)
- 二 減給(1年以内の期間を定め給与を減額する懲戒をいう。この場合において、1回の1日当たりの減給額は、平均賃金の1日分の2分の1を超えないものとし、減給総額は当該月の給与総額の10分の1を超えないものとする。)

三 停職（６月以内の期間を定めて出勤を停止し、その間の給与は支給しない懲戒をいう。）

四 諭旨退職（退職届を提出するよう勧告し、１０日以内に退職しないときは、次号の懲戒解雇とする懲戒をいう。）

五 懲戒解雇（予告期間を設けることなく即時に解雇する懲戒をいう。この場合において、所轄労働基準監督署の認定を受けたときは、第２７条に規定する解雇予告手当は支給しない。）

２ 戒告，減給，又は停職の場合は，始末書を提出させる。

３ 職員の懲戒について必要な事項は，別に定める「国立大学法人秋田大学教育研究評議会が行う審査に関する規程」による。

（訓告等）

第４６条 第４４条各号のいずれかに該当する場合で，前条の規定による懲戒を行うに至らない程度であるときは，その将来を戒めるため訓告，嚴重注意を文書等により行うことができる。

（損害賠償）

第４７条 職員が故意又は重大な過失によって大学に損害を与えた場合は，その損害の全部又は一部を賠償させることがある。

第９章 安全衛生

（安全・衛生管理）

第４８条 職員は，安全，衛生及び健康確保について，労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）及びその他の関係法令のほか，学長の指示を守るとともに，大学が行う安全，衛生に関する措置に協力しなければならない。

２ 学長は，職員の心身の健康増進と危険防止のために必要な措置をとらなければならない。

３ 職員の安全，衛生管理及び健康確保について必要な事項は，別に定める「国立大学法人秋田大学職員安全衛生管理規程」による。

第１０章 出張

（出張）

第４９条 職員は，職務上必要がある場合は，出張を命ぜられることがある。

２ 出張を命ぜられた職員が帰任したときは，速やかに，学長に報告しなければならない。

（旅費）

第５０条 出張を命ぜられた職員の旅費に関して必要な事項は，別に定める「国立大学法人秋田大学旅費規程」による。

第１１章 福利・厚生

（宿舍利用基準）

第５１条 職員の宿舍の利用については，「国立大学法人秋田大学宿舍規程」及びその他の関係法令の定めるところによる。

第１２章 災害補償

（業務災害）

第52条 職員の業務上の負傷，疾病，障害又は死亡に関する保険給付は，労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（次条において「労災法」という。）第12条の8第1項の規定により，次のとおりとする。

- 一 療養補償給付
- 二 休業補償給付
- 三 障害補償給付
- 四 遺族補償給付
- 五 葬祭料
- 六 傷病補償年金
- 七 介護補償給付

（通勤災害）

第53条 職員の通勤による負傷，疾病，障害又は死亡に関する保険給付は，労災法第21条の規定により，次のとおりとする。

- 一 療養給付
- 二 休業給付
- 三 障害給付
- 四 遺族給付
- 五 葬祭給付
- 六 傷病年金
- 七 介護給付

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は，平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日の前日から引き続き在職する職員であって，次の表の第1欄に掲げるこの規則の適用に際しては，同表の第2欄に掲げる法令の効果を継承する。

この規則の規定	他の法令の規定
第9条第1項（試用期間）	国家公務員法（昭和22年法律第120号）第59条第1項
第10条第3項（昇任）	国家公務員法第59条第1項
第13条（休職）第1項	
第1号（病気休職）	国家公務員法第79条第1号
第2号（起訴休職）	国家公務員法第79条第2号
第3号（研究休職）	人事院規則11－4（職員の身分保障）第3条第1項第1号
第4号（共同研究休職）	人事院規則11－4第3条第1項第2号
第5号（役員兼業休職）	人事院規則11－4第3条第1項第3号
第6号（派遣休職）	人事院規則18－0（職員の国際機関等への派遣）第7条
第7号（災害行方不明休職）	人事院規則11－4第3条第1項第5号

第9号（専従休職）	国家公務員法第108条の6第1項ただし書き
第45条（懲戒の種類）第1項	
第2号（減給）	人事院規則12－0（懲戒）第3条
第3号（停職）	人事院規則12－0第2条

- 3 施行日の前日から引き続き在職する職員に、施行日前において国家公務員法第82条第1項各号に掲げる事由に該当する行為があった場合には、この規則に定める懲戒を行うことができる。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月12日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年5月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年9月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年10月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年12月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年11月22日から施行し、平成23年10月1日から適用する。

国立大学法人秋田大学と国立大学法人東京大学生産技術研究所

との学術交流に関する協定書

国立大学法人秋田大学（以下「秋田大学」という。）と国立大学法人東京大学生産技術研究所（以下「生産技術研究所」という。）は、相互の友好と学術交流の促進にあたり、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、秋田大学と生産技術研究所が、両機関における相互理解と高い学問的成果を促進するとともに、特に学術面での協力を発展させること（以下「本目的」という。）を目的とする。

（協力事項）

第2条 秋田大学及び生産技術研究所は、平等互恵の精神のもと、互いの学術的関心分野において次の事項について協力を行う。

- （1）教職員等の人材交流のための協力
- （2）共同研究等の研究協力
- （3）学術情報及び資料の提供
- （4）講演及びシンポジウムの開催
- （5）その他本目的を達成するために必要な協力

（有効期間）

第3条 本協定は、実施日から平成27年3月31日まで有効とする。

ただし、期間満了の6ヶ月前までに解除の申し出がない場合には、さらに2年間延長するものとする。

（協議）

第4条 本協定の解釈に疑義が生じた場合、若しくは本協定に定めがない事項が生じた場合は、秋田大学及び生産技術研究所は、協議するものとする。

附則

1. 本協定は、平成25年1月31日から実施する。
2. 本協定の締結を証するため、本協定書2部を作成し、秋田大学及び生産技術研究所は署名の上、それぞれ1部を保有する。

平成25年1月31日

国立大学法人秋田大学
学長

吉村 昇

国立大学法人東京大学生産技術研究所
所長

甲斐 良昭

国立大学法人東北大学多元物質科学研究所と国立大学法人秋田大学
大学院工学資源学研究科との学術交流に関する協定書

国立大学法人東北大学多元物質科学研究所（以下「甲」という。）と国立大学法人秋田大学大学院工学資源学研究科（以下「乙」という。）は、相互の友好と学術交流の促進のために本協定書を締結する。

（目的）

1. 本協定は、甲乙間における相互理解と高い学問的成果を促進するとともに、特に学術面での協力を発展させることを目的とする。

（協力活動事項）

2. 両者は、平等互恵の精神のもと、互いの学術的関心分野において以下の協力活動を発展させることに同意する。

これらの各事項に関する具体的な活動内容については、甲及び乙の間で随時協議する。

- 一 研究員及び教職員の交流
- 二 共同研究の実施
- 三 学術情報及び資料の交換
- 四 講演及びシンポジウムの開催
- 五 その他、両者が認めた学術協力事業の推進

（有効期間）

3. 本協定は、両者が署名した時から平成27年3月31日まで有効とする。

ただし、有効期間満了の3ヵ月前までに両者のいずれかから延長の申し出があった場合は、両者で協議し合意の上、さらに延長することができるものとする。

（その他）

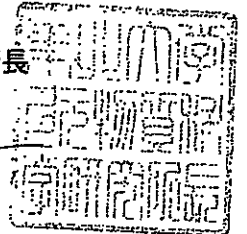
4. 本協定の改正もしくは廃止等が必要な場合、又は本協定の運用等に関し不明な点がある場合は、甲乙両組織間の協議による合意に基づきこれを解決する。

本協定の締結を証するため本書2部を作成し、甲乙署名の上、それぞれ1部を保有する。

平成 24 年 7 月 2 日

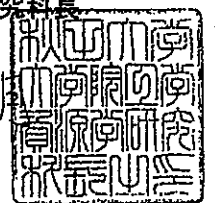
甲：宮城県仙台市青葉区片平二丁目1番1号
国立大学法人東北大学多元物質科学研究所長

河村 純



乙：秋田県秋田市手形学園町1番1号
国立大学法人秋田大学大学院工学資源学研究科長

小川 信明



Agreement on Academic Cooperation
Between
Akita University, Japan
And
Technische Universität Bergakademie Freiberg, Germany

In an effort to enhance educational standards and academic achievement, Akita University, Japan, and TU Bergakademie Freiberg, Germany, hereby conclude a mutual agreement to cooperate, collaborate and participate in the areas of education and research. This document will serve as the foundation of the agreement for the two universities. The following ten bylaws will constitute the essential points of this Agreement between Akita University and TU Bergakademie Freiberg.

BYLAWS (one through ten)

1. Both universities agree to develop academic and educational cooperation between the two universities.
2. Both universities agree to promote the following activities in academic areas of mutual Interest on the basis of equality and reciprocity.
 - (i) To exchange faculty, researchers and administrative staff
 - (ii) To exchange students
 - (iii) To conduct joint research
 - (iv) To hold lectures and organize symposia
 - (v) To exchange academic information and materials
 - (vi) To promote other academic cooperation as mutually agreed
3. Both universities agree that the development and implementation of specific activities based on this Agreement shall be separately negotiated between the respective faculties or schools in accordance with the procedures and regulations of Akita University and TU Bergakademie Freiberg.
4. Both universities agree that this Agreement can be supplemented by Memoranda to be stemmed from this Agreement if approved by the appropriate officials of both universities.
5. Both universities agree that the implementation of any of the types of cooperation stated in clause 2 shall depend upon the availability of resources and financial support at the universities concerned.
6. Both universities agree to seek an equitable and impartial understanding in the resolution of all issues that may arise during the tenure of this Agreement. Should the issue of ownership of intellectual property or similar matters arise from any joint research activities under this Agreement, the two universities will cooperate cordially to reach a fair and just understanding in accordance with the arrangements set out in clause 3.
7. Both universities agree that this Agreement is valid for a period of five (5) years from the date of signing by the representatives of both universities. This Agreement can be renewed after being reviewed and renegotiated by both universities.

8. Both universities agree that this Agreement may, at any time during the period of its validity, be terminated by one of the two universities, upon prior notice to the other in writing, not later than six (6) months before the termination date, subject to existing commitments being fulfilled.
9. Both Universities agree that following academics will play a coordinating role to facilitate academic cooperation activities between two Universities.

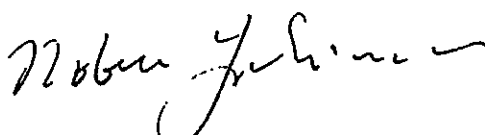
For Akita University:

Prof. Dr. Akira Imai, Head of Department of Geo-sciences, Geo-technology, and
Materials Engineering for Resources
Associate Prof. Dr. Hidenobu Tokushige, Department of Production and Civil
Engineering

For TU Bergakademie Freiberg:

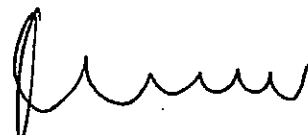
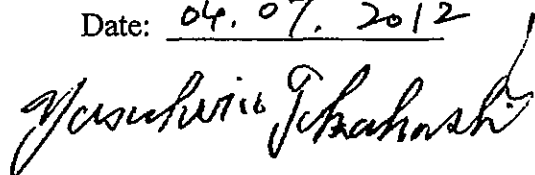
Prof. Dr. Thomas A. Bier, Chair of Construction Materials Technology

10. Both universities agree to accept this English version as the official document of the Agreement.



Prof. Dr. Noboru Yoshimura
President,
National University Corporation
Akita University, Japan

Date: 04.07.2012



Prof. Dr. Bernd Meyer
Rector,
TU Bergakademie Freiberg,
Germany

Date: 04.07.2012



Memorandum of Understanding on Student Exchange
Between
Akita University, Japan
And
Technische Universität Bergakademie Freiberg, Germany

In accordance with the Agreement on Academic Cooperation concluded on the 4th of July, 2012, Akita University (AU), Japan, and TU Bergakademie Freiberg (TUBAF), Germany, shall implement a program for exchanging undergraduate and graduate students (hereinafter referred to as 'exchange students') under the following provisions:

1. Purpose of the MOU on Student exchange

The MOU on Student Exchange is aiming to promote academic and educational cooperation between AU and TUBAF in conformity with the special interest of both universities as defined by either or both of the following objectives:

- a) to enable students to enroll in credit courses at the host university and to have credits recognized towards the degree at their home university in mutually agreeable programs or courses,
- b) to provide students with the opportunity to be exposed to a different culture, different learning environment, and interactions with the students of the host university.

2. Responsibilities of Participating Universities and Students

Each university shall undertake all necessary measures to give maximum effect to this exchange program. These measures include:

- a) Each university agrees to accept and enroll exchange students as full-time, "non-degree" students for the duration of their exchange. The students will be provided with the same academic resources and support services that are available to all students at the host university.
- b) Exchange students will be subject to the rule and procedures as specified by the host university for the academic period in which the students enroll as well as to the immigration regulation and laws of the host country governing the resident status they possess.
- c) It is advised for each exchange student to obtain official approval from his or her home university for subjects that he or she wants to take before departure and to have his or her credits recognized by the home university after his or her return.
- d) It is the responsibility of each exchange student to ensure that he or she obtains a

copy of his or her official statement of results (a transcript of records) covering the subjects taken during the period of exchange. In addition, each host university will forward a copy of the statement of results to the home university's office managing the student exchange program.

- e) Exchange students may participate in orientation programs offered by the host university.

3. Duration of Exchange

An exchange period is one semester or two semesters. An extension of stay at the host university must be mutually approved by both the home university and the host university. However, the extension will be limited to a total stay of two semesters.

4. Selection and Enrollment of Students

- a) Each university appoints a coordinator who will be responsible for the coordination and administration of the student exchange program, including the selection and counseling of the exchange students. It is understood that only those students will be nominated who are both academically and personally suitable for exchange abroad and that the details of academic background as well as references will be provided to the host university.
- b) Students, both undergraduate and post-graduate, are eligible to participate if they
 - have completed at least two years of study at their home university,
 - are enrolled at their home and host university for the full period of the exchange,
 - are officially nominated by their home university as exchange students.
- c) The coordinator of the home university will send the completed applications for the exchange students to the coordinator of the host university in due time. For AU, the deadline is at the end of October or in the middle of May each year. For TUBAF, the application deadline is December 31st or June 30th each year.
- d) A complete application at AU contains;
 - the completed application form for exchange students
 - a transcript of records (original and English translation)
 - medical examination record
 - recommendation/reference letter from the responsible academic supervisor.
- e) The complete application at TUBAF contains;
 - the completed application form for exchange students with an up to date passport photo,
 - a transcript of records (original and English translation),
 - as a rule and depending on the selected program, the evidence of English language proficiency such as the test certificate of TOEFL (550/213/79) ,

IELTS (6.0), equivalent ones, or a statement issued by a university confirming that English was the language of instruction of the qualifying bachelor's study program,

- only for applications to MBA "International Business in Developing and Emerging Markets", the test certificate of GMAT (min. 550) or GRE (min. 300) for students in bachelor programs or the certificate of the access test to the Master program at the home university,
 - study plan supported by the responsible department and the coordinator of the home university,
 - application for on-campus housing,
 - upon enrollment, proof of adequate health insurance coverage for the entire stay at TUBAF.
- f) The host university reserves the right of final approval on the admission of the student.
- g) Visa application is the responsibility of the student.

5. Financial Regulations

- a) The exchange of students should be based on the principle of reciprocity. The number may vary in any given year, but it will be no more than three (3) each year. Each university will make every effort to keep the number of students balanced.
- b) Exchange students will be exempted from the host university's tuition. Exchange students would pay tuition and fees to the home university. Additional fees such as special course fees, field works, etc. will be paid directly to the host university.
- c) Exchange students will be financially responsible for;
- travel to and from the host university,
 - travel documentation, visa, etc.,
 - accommodation, utilities and rental deposits,
 - enrollment fee per semester,
 - special orientation and language programs,
 - other living expenses,
 - personal travel within the host country,
 - appropriate health coverage relevant to the host university and the host country,
 - books, etc.

6. Accommodation

The host university will provide assistance in arranging accommodation in dormitory or off-campus apartment for students who submit a timely application.

7. Validity of Agreement

- a) This MOU will come into effect from the date of signature by both parties, and will remain in force for a period of five (5) years. It may be renewed and extended by mutual consent. The MOU may be terminated by either party provided six months written notice is given to the other party.
- b) Any amendments under this MOU shall be given in writing and delivered by hand, sent by mail or facsimiled transmission.
- c) The preceding Memorandum for an Exchange of Students concluded in February of 2006, between the Faculty of Engineering and Resource Science of Akita University and TU Bergakademie Freiberg will be superseded by this MOU. When any deviation is found between these two documents, this MOU will govern.

8. Coordinators

Those who are nominated below will play a coordinating role to facilitate the student exchange between AU and TUBAF.

For AU:

Mr. Yasuhiro Takahashi, Director, International Affairs Division

Tel. 81-18-889-3035, fax. 81-18-889-3012

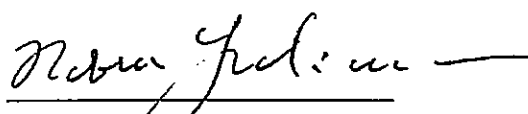
Mail address: kokusai@jimu.akita-u.ac.jp

For TUBAF:

Ms. Katja Polanski, Director, International Center

Tel. 49-3731-39-2625, fax. 49-3731-39-3659

Mail address: katja.polanski@iuz.tu-freiberg.de

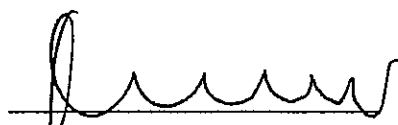


Prof. Dr. Noboru Yoshimura

President,

National University Corporation

Akita University, Japan



Prof. Dr. Bernd Meyer

Rector,

TU Bergakademie Freiberg,

Germany

Date: 04.07.2012

Date: 04.07.2012



国立大学法人秋田大学とDOWAホールディングス株式会社との
包括的連携に関する協定書

国立大学法人秋田大学（以下「甲」という。）とDOWAホールディングス株式会社（以下「乙」という。）とは、科学・技術力向上や人材育成などに資することを目的として、相互の協力が可能な分野において具体的な協力を推進していくため、以下のとおり包括的連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、それぞれが有する研究成果と技術力・資源を結集し、次世代技術の開発に努めるとともに、科学・技術の振興、地域社会への貢献及び研究者・技術者の交流等に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、第1条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項について連携協力するものとする。

- （1）共同研究、受託研究などのテーマの選定と実施
- （2）研究者・技術者の交流及びインターンシップによる人材育成
- （3）甲及び乙が合意したその他の連携活動

（研究の実施）

第3条 本協定に基づき共同研究、受託研究などを実施する場合、甲及び乙は、そのつど書面により契約を締結し、具体的条件を定める。

（秘密保持）

第4条 本協定に基づき相互に開示される情報は、原則として秘密情報とするが、その取扱いについては、別途甲及び乙が協議し、これを定める。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、平成19年7月24日から平成20年3月31日までとする。ただし、有効期間満了3ヶ月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、本協定は更に1年間有効なものとし、以後この例による。

（協議）

第6条 本協定に定めのない事項及び内容について疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議し、これを定める。

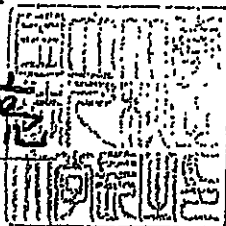
本協定の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各1通を保管する。

平成19年7月24日

甲 秋田県秋田市手形学園町1番1号

国立大学法人秋田大学
学 長

三 浦 亮



乙 東京都千代田区神田4丁目14番1号

秋葉原DOWAビル22階
DOWAホールディングス株式会社
代表取締役社長

河野 公樹



秋田大学工学資源学部と国際資源大学校との交流に関する協定書

秋田大学工学資源学部（以下「甲」という。）と国際資源大学校（以下「乙」という。）は、学術交流において広く相互協力することにより、技術者の養成と学生の資源に関する資質向上を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が学術交流における相互協力を円滑かつ効果的に実施するに当たり、必要な基本事項を定めるものである。

（協力の確保）

第2条 甲及び乙は、相互協力の重要性を認識し、相互に密な協力を確保するものとする。

（協力の方法）

第3条 甲及び乙は、次に掲げる相互協力を実施するものとする。

- 1 資源等に関する情報交換
- 2 学生の資源に関する資質向上
- 3 研修における講師派遣
- 4 その他研究及び教育に寄与する活動

（協力の実施）

第4条 前条各号に掲げる相互協力を実施する際において、費用負担については、事前に甲乙が協議するものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結日から平成19年3月31日までとする。ただし、期間満了の3か月前までにいずれの当事者から別段の意志表示がない場合は、同一の条件で1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

（協議）

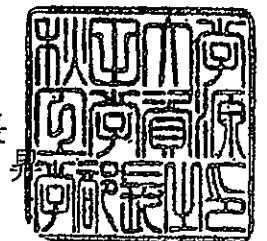
第6条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ1通を所持するものとする。

平成18年10月 1 日

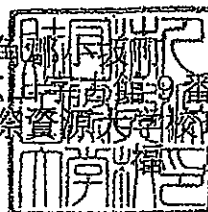
甲住所

秋田市手形学園町1番1号
秋田大学工学資源学部長
吉 村



乙住所

秋田県鹿角郡小坂町
小坂鉦田字古館9番地3
国際資源大学校理事長
長 孝



独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構と国立大学法人秋田大学
との資源分野に関する協力協定書

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「甲」という。）と、国立大学法人秋田大学（以下「乙」という。）は、資源分野における包括的な連携・協力関係の推進（以下「本件協力」という。）に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 甲および乙は、本件協力が資源分野における研究・調査、教育および技術開発の発展に寄与するとともに我が国の資源確保に資することを目的とする。

（事業の推進）

第2条 甲および乙は、平等互恵の精神に基づいて、共同研究、共同調査、人材交流・養成、設備利用、情報交換等の協力を積極的に推進する。

2 甲および乙は、資源分野における前項の協力を実施するため、必要に応じ、甲乙間で事業等の内容に関する個別の実施協定書または覚書等を締結する。

（推進体制）

第3条 甲および乙は、本件協力にあたっては、必要に応じて甲および乙双方の構成員によるプロジェクト・チームを設置し、推進する。

（秘密保持）

第4条 甲および乙は、本協定に基づき相手方より開示を受けまたは知り得た技術および営業上その他一切の秘密情報であって、開示当事者が受領当事者に秘密の旨を明示して開示した有形のものまたは開示当事者が受領当事者に口頭若しくは無形にて開示した後すみやかに受領当事者に秘密の旨を文書で明示したものについて、相手方の事前の書面による承諾なく第三者（本件協力で直接関与しない甲の役職員および乙の教職員並びに学生を含む。）に開示・漏洩し、または本件協力の目的以外の目的をもって利用してはならないものとする。

2 甲および乙は、本協定が第5条に定める有効期間の満了または第6条による中途解約により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

3 甲は甲の役職員に、乙は乙の教職員および学生に前2項に記載された義務を遵守させるものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日より平成25年3月末日までとし、その後に
おいては、期間満了の前月末日までに甲または乙いずれかから、相手方に対し本協定を
更新しない旨の書面による意思表示がない限り、同一の内容をもって1年間更新され、
その後も同様とする。

(中途解約)

第6条 甲または乙は、やむを得ない事由がある場合は、相手方に対して1ヶ月前までに
書面による通知をなすことにより、相手方に何らの責任を負うことなく本協定を中途解
約することができる。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項または本協定の条項について疑義が生じた場合は、甲お
よび乙が協議の上、決定する。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲および乙の各代表者が記名捺印
の上、各1通を保有する。

平成23年 4 月 13 日

甲：神奈川県川崎市幸区大宮町1310番

・ ミューザ川崎セントラルタワー

独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構
理事長

河野博文



乙：秋田県秋田市手形学園町1番1号

国立大学法人 秋田大学

学 長

吉村昇

北東北国立3大学における単位互換に関する協定書

北東北に所在する弘前大学、岩手大学及び秋田大学の国立3大学（以下「3大学」という。）は、それぞれの大学の規則に定めるところにより、3大学の学生が他の2大学の授業科目を履修し、単位を修得することを認めることとし、次の事項について合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

（目的）

第1条 3大学の特色を生かした新たなカリキュラムの創造を目指すことによって、学生に多様な学修機会を提供し、人間としての幅広い教養又は専門知識を涵養することを目的とする。

（受入れ）

第2条 3大学は、他の2大学に在学する学生が授業科目の履修を希望したときは、原則として当該学生を受け入れる。

（特別聴講学生）

第3条 3大学は、前条により受け入れた学生を「特別聴講学生」として取り扱う。

（履修期間）

第4条 特別聴講学生の履修期間は、半期又は1年単位とする。

（授業科目の範囲及び単位数）

第5条 特別聴講学生が履修できる授業科目及び単位数は、原則として受入れ大学の定めるところによる。

（単位の授与等）

第6条 特別聴講学生の履修方法、試験、単位の授与等については、受入れ大学の定めるところによる。

2 特別聴講学生として修得した単位の認定等は、当該学生が在学する大学の定めるところによる。

(専門委員会)

第7条 単位互換に関する運営検討は、北東北国立3大学連携推進会議共通教育専門委員会が行う。

(実施要項)

第8条 この協定による単位互換を円滑に実施するため、実施要項を別に定める。

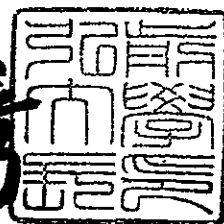
(有効期間)

第9条 本協定書の有効期間は、平成15年4月1日から5年間とし、有効期限の6か月前に3大学から改廃について意思表示がない場合は5年ごとに更新される。

平成14年 5 月22日

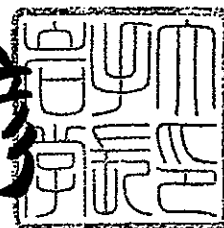
弘前大学長

遠藤正彦



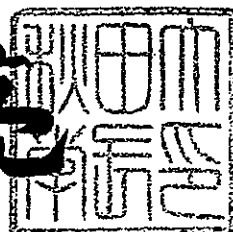
岩手大学長

海妻矩彦



秋田大学長

三浦亮



北東北国立3大学における単位互換に関する実施要項

弘前大学、岩手大学及び秋田大学の北東北国立3大学（以下「3大学」という。）は、単位互換に関する協定を円滑に実施するため、特別聴講学生の取扱い等に関し、次の事項を定める。

1. 受入れ学生数

3大学がそれぞれ受け入れる学生数は、原則として制限しない。

2. 履修できる授業科目の範囲及び修得できる単位数

① 3大学の特別聴講学生が履修できる授業科目の範囲は、学生を派遣する大学の希望を考慮し、受入れ大学が定める。

② 特別聴講学生として修得できる単位数は、在学する大学の定めるところによる。

3. 出願資格

出願を希望できる学生は、3大学に在学する学部学生とする。

ただし、集中方式で実施する授業科目を除き、卒業予定年次後期の科目履修は認めない。

4. 出願の手続き及び受入れ予定学生の決定

① 特別聴講学生として出願を希望するときは、所定の出願票等を、在学する大学を経由して受入れ大学へ提出する。

② 受入れ大学は、出願票等により選考の上、受入れの可否を決定し、当該学生の在学する大学へ通知する。

③ 教員の移動により、在学する大学で授業が行われる場合は、これらの手続きを省略できる。

5. 成績の通知、管理及び証明書の発行

① 受入れ大学は、特別聴講学生の成績を当該学生の履修する期の年度又は開設学期の最終月10日までに当該学生の在学する大学に送付する。

② 受入れ大学は、特別聴講学生の成績原簿を保管する。

③ 成績証明書は、原則として在学する大学が発行する。なお、必要な場合は、受入れ大学においても発行することができる。

6. 施設等の利用

受入れ大学は、履修上必要な施設・設備の利用について、便宜を供与する。

7. 協議

この要項に定めるもののほか、単位互換に関し必要な事項は、北東北国立3大学連携推進会議共通教育専門委員会で協議する。

8. 幹事大学

単位互換の実施に当たり、岩手大学学生部が運営の幹事を担当する。

附則

この要項は、平成15年4月1日から実施する。

秋田県における大学、短期大学及び高等専門 学校間の単位互換に関する協定書

秋田大学、秋田県立大学、国際教養大学、ノースアジア大学、秋田看護福祉大学、日本赤十字秋田看護大学、秋田公立美術大学、秋田栄養短期大学、聖霊女子短期大学、日本赤十字秋田短期大学、聖園学園短期大学及び秋田工業高等専門学校（以下「参加大学等」という。）は、相互の交流と協力を推進し、大学教育の活性化と充実に資するとともに、意欲ある学生に多様な学習機会を提供することを目的とし、次により単位互換を行うことに合意する。

（対象学生）

- 1 本協定により単位互換ができる学生は、参加大学等に在学する学生とする。

（受入学生の呼称）

- 2 本協定に基づき、参加大学等が受け入れる学生は、特別聴講学生と称する。

（受入学生数）

- 3 参加大学等が受け入れる特別聴講学生数は、授業に支障のない範囲とし、必要に応じ、参加大学等間で調整する。

（履修方法）

- 4 特別聴講学生の科目登録、単位の認定等については、受入大学等の規則の定めるところによる。

（授業料等の費用）

- 5 受入に係る検定料、入学料及び授業料は徴収しない。

（会議）

- 6 本協定による単位互換を円滑に実施するため、運営に関する会議を大学コンソーシアムあきたに置く。

（有効期間）

- 7 本協定の有効期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までとする。

（改廃）

- 8 この協定の改廃は、参加大学等間の協議によるものとする。

（その他）

- 9 本協定書の定めるもののほか、単位互換の実施に関する細目は、覚書により別に定める。

平成25年4月1日

秋田大学 学長

吉村 昇

秋田県立大学 学長

小間 篤

国際教養大学 学長

Mark Williams

ノースアジア大学 学長

小泉 健

秋田看護福祉大学 学長

田中 禮子

日本赤十字秋田看護大学 学長

安藤 六子

秋田公立美術大学 学長

樋田 豊次郎

秋田栄養短期大学 学長

小泉 健

聖霊女子短期大学 学長

平垣 ヨシ子

日本赤十字秋田短期大学 学長

安藤 六子

聖園学園短期大学 学長

青木 光子

秋田工業高等専門学校 校長

山田 新磨

秋田県における大学、短期大学及び高等専門
学校間の単位互換実施に関する覚書

制定 平成25年 4月 1日

秋田大学
秋田県立大学
国際教養大学
ノースアジア大学
秋田看護福祉大学
日本赤十字秋田看護大学
秋田公立美術大学
秋田栄養短期大学
聖霊女子短期大学
日本赤十字秋田短期大学
聖園学園短期大学
秋田工業高等専門学校

「秋田県における大学、短期大学及び高等専門学校間の単位互換に関する協定書」
による単位互換については、次に基づいて実施する。

1 対象学生

対象学生は、参加大学等に在学する学生（短期大学及び高等専門学校の専攻科の学生を含む。）であり、前期及び通年開講科目にあつては2年次生以上（高等専門学校においては5学年以上）、後期開講科目にあつては1年次生以上（高等専門学校においては4学年以上）とする。

ただし、前期の集中講義については、1年次生（高等専門学校においては4学年）も対象にすることができる。

2 受入学生の人数

受け入れる特別聴講学生の数を受入大学等において定めるものとする。

3 履修科目の範囲

特別聴講学生が履修できる授業科目名及び単位数等は、別表様式「単位互換履修対象授業科目一覧」により別に定める。

4 履修単位数

特別聴講学生が受入大学等において履修できる一人あたりの通算単位数は、12単位を上限とする。

5 履修期間

特別聴講学生としての履修期間は、当該学生が履修する授業開講年度又は開講学期とする。

6 授業時間割等

- (1) 開講する授業科目の授業時間割は、原則として、前期及び通年開講科目については前年度の2月末日まで、後期開講科目については当該年度の8月末日までに大学コンソーシアムあきた事務局に通知するものとする。
- (2) 授業は受入大学等の時間割に従うものとし、特別の時間割は設けない。
- (3) 開講する授業科目のシラバスは、原則として、前年度の2月末日までに大学コンソーシアムあきた事務局に通知するものとする。

7 受入手続き

- (1) 派遣大学等は、毎学期ごとに履修希望学生の「単位互換協定に基づく特別聴講学生入学願」（別紙様式1）を取りまとめ、受入大学等の許可を得るものとする。ただし、放送大学が受け入れる特別聴講学生の授業料については、放送大学の定めるところによる。
- (2) 受入大学等は、派遣大学等へ受入許可の決定通知を行うものとする。
- (3) 受入大学等は、受入許可の手続きにおいて可能な限り履修登録期限を猶予するなど他大学の学生受入に柔軟に対応するよう努めることとする。
- (4) 派遣大学等は、履修希望学生に受入決定を通知するとともに、履修に際しての留意事項等について説明するものとする。

8 試験、成績及び単位の認定等

- (1) 試験は、受入大学等の定めるところにより実施するものとする。ただし、試験日時が重複した場合は、派遣大学等の授業科目について追試験等の措置を講じるものとする。
- (2) 受入大学等は、派遣大学等に対し、履修科目の単位授与に係る合否並びに成績評価の結果を通知するものとし、派遣大学等は、受入大学等の通知に基づき単位の認定を行うものとする。

9 特別聴講学生に係る通知等

- (1) 特別聴講学生に休学又は退学等の異動があった場合には、派遣大学等は速やかに受入大学等に通知するものとする。
- (2) 授業等に係る特別聴講学生への諸連絡事項については、受入大学等が派遣大学等へ通知する。

10 施設の利用等

履修上必要とする施設・設備の利用については、受入大学等の定めるところにより便宜を供与するものとし、特別聴講学生は、受入大学等の規則等を遵守するものとする。

11 会議

運営に関する会議は、大学コンソーシアムあきた活動推進部会に置く。

12 庶務

協定書及び覚書に関する事務は、大学コンソーシアムあきた事務局が行う。

13 その他

本覚書は、参加大学等の合意の基に、必要に応じて見直すことができる。

附 則

この覚書は、平成25年4月1日から施行する。

秋田公立美術工芸短期大学の学生が在籍している間は、なお従前の例による。

別表様式

平成 年度単位互換履修対象授業科目一覧

機関名

授業科目名	担当教員	単位数	学期	受入数	開講学部等	曜日／時限	備考

(様式1)

入学願様式

単位互換協定に基づく特別聴講学生入学願

平成 年 月 日

学長 様

フリガナ 氏 名		男 女
生年月日	(西暦) 年 月 日	
現住所	〒 電話	
在籍大学 学部(専攻) 学 年		

次のとおり特別聴講学生として、.....に入学いたしたくお願い
します。

1 履修期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

2 授業科目を履修する理由

.....

.....

.....

3 履修を希望する授業科目

授業科目名	単位	学期	担当教員	曜日	時限	備 考

秋田大学と放送大学との間における
単位互換に関する協定書

秋田大学及び放送大学は、双方の大学の規則に定めるところにより、両大学の学生が、それぞれ相手大学の授業科目を履修し、単位を修得することを認めることとし、次の事項について合意に達したので、ここに協定書を取り交わす。

(受入れ)

第1条 放送大学に在学する学生が、秋田大学の授業科目の履修及び単位の修得を希望するときは、秋田大学長は当該学生を受け入れることができる。

2 秋田大学に在学する学生が、放送大学の授業科目の履修及び単位の修得を希望するときは、放送大学長は当該学生を受け入れることができる。

(特別聴講学生)

第2条 両大学は、前条により受け入れた学生を「特別聴講学生」として取り扱う。

(履修期間)

第3条 特別聴講学生の履修期間は、秋田大学においては1か年毎とし、放送大学においては1学期間毎とする。

(授業科目の範囲及び単位数)

第4条 履修できる授業科目の範囲及び修得できる単位数は、別に定める。

(学生数)

第5条 両大学の受け入れる学生数は、別に定める。

(受入れ手続)

第6条 特別聴講学生の受入れ手続は、別に定める。

(単位の授与等)

第7条 特別聴講学生の履修方法、単位の授与等については、受入れ大学の学生の場合と同様とする。

(授業料等)

第8条 秋田大学においては、特別聴講学生の授業料は、秋田大学における研究生、科目等履修生等に係る授業料その他の費用の額及び学位論文審査手数料の額に定める額とし、検定料及び入学金は徴収しない。

2 放送大学においては、特別聴講学生の授業料は、放送大学学則に定める額とし、入学金は徴収しない。

平成10年3月23日

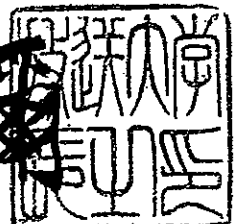
秋 田 大 学 長

松田 弘



放 送 大 学 長

小尾 信彌



秋田大学と放送大学との間における
単位互換に関する協定書についての覚書

協定書作成の際、さらに下記の内容が合意に達したので、実施に当たって留意する。

記

1 受入れ学生数

放送大学が受け入れる学生は、100人程度とする。

2 履修できる授業科目の範囲及び修得できる単位数

(1) 履修できる授業科目の範囲

秋田大学学生が履修できる授業科目は、放送大学で開講するすべての放送及び印刷教材による授業科目のうち秋田大学において認めたものとする。

(2) 修得できる単位数

秋田大学学生が、当該学生の在学期間を通じて修得できる単位数は、30単位以内とする。

3 出願の手続及び受入れ予定学生の決定

出願の手続及び受入れ予定学生の決定については、次に掲げる要領により取り扱う。

(1) 放送大学に特別聴講学生として出願を希望する者は、定められた期日までに出願票及び所定の書類を秋田大学長を経て放送大学長に提出するものとする。

(2) 放送大学長は、前号により希望した者のうちから選考し、受入れ予定学生を決定する。

(3) 放送大学長は、前号で決定した学生の氏名を秋田大学長に通知する。

4 受入れの許可

(1) 前項第2号により受入れ予定学生と決定した者は、放送大学学則に定める手続を行う。

(2) 放送大学長は、前号の手続を完了した者に対し特別聴講学生として受入れを許可する。

(3) 放送大学長は、前号で許可した学生の氏名を秋田大学長に通知する。

5 通信指導の再提出及び再試験

放送大学長は、特別聴講学生が放送大学において履修する授業科目の通信指導の再提出及び再試験の受験を、各1回認める。

6 成績評価及び単位授与の方法

特別聴講学生が放送大学において履修した授業科目の成績の評価及び単位の授与については、放送大学学則の定めるところによる。

7 単位認定試験の実施方法

秋田大学を会場として単位認定試験を実施するに際しては、「放送大学単位認定試験実施要領」に則って行うこととする。

8 放送大学は、特別聴講学生が履修上必要な施設・設備の利用については、便宜を供与する。

9 この覚書に定めるもののほか、本協定の運営に関し必要な事項は、両大学長間の協議により定める。

平成10年3月23日

秋 田 大 学 長

徳 田



放 送 大 学 長

小 尾 信



国際資源学部 国際資源学科 資源政策コース 履修モデル

赤文字(ゴシック):必修科目 ★:選択必修科目 青文字:他コース専門科目 ()内:単位数

年次 区分		1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		単 位 数
		前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
教養基礎教育科目	教養教育	初年次ゼミ(2) 主題別科目(6)	主題別科目(4)	主題別科目(2)						14
	基礎教育	I-EAP I (1) I-EAP II (1) 基礎数学(資源政策)(2) 異文化コミュニケーション(2)★	I-EAP III(1) I-EAP IV(1) 基礎物理学(資源政策)(2)★ 国際資源外交史(2)★	I-EAP V(1) I-EAP VI(1) 基礎資源経済学(2)★	資源開発と人権問題(2)★					18
専門科目	学部共通	地球科学概論(2)★ 資源開発環境学概論(2)	資源学実習(1) 国際関係論概論(2)★		ディスカッション演習(1)★	ディベート演習(1)★ 国際資源クリエイティブ演習(1) 海外資源フィールドワーク(4)				92
	資源政策コース専門科目			資源政策論(2) 国際法学(2) 国際経済学(2) 文化間メディアーション I 論(2) 国際協力論(2) 文化人類学(2) 資源動向論(2) 資源地域研究(中東・西アジア)(2) 複文化社会研究 I (2)	比較政治論(2) 交渉学(2) エネルギー地政学(2) 社会調査法 I (2) 資源地域研究(アフリカ)(2) 地史学(2)★ 地質図学(2)★	鉱業法(2) オペレーションリスクマネジメント-HSE-(1) 資源環境経済学(2) 資源契約論(2) 社会調査法 II (2) 応用資源地域研究(イスラム社会史)(2) 応用資源地域研究(資源開発とコミュニティ)(2) 複文化社会研究 II (2) 資源政策特別講義 I (1) 開発経済学特別講義(2) 鉱業史(2)★	国際情勢分析論(2) 専門プレゼンテーション技法(資源政策)(1) 卒業課題研究ブレゼミ(2) 文化間メディアーション論 II (2) 資源開發生産論(2)★	研究プロポーザル(資源政策)(2) 卒業課題研究(資源政策)(8) オペレーションリスクマネジメント-危機管理学-(1) 資源プロジェクトマネジメント(2) 応用資源地域研究(国家と宗教)(2)		
単位数		31		41		35		17		合計 124
修得される知識・能力		I-EAP、資源学実習を軸に資源を学ぶ上での基礎を固める。2年次以降、理系の専門も履修できるよう、基礎数学を必修、基礎物理学、基礎化学を選択必修として基礎的な知識を修得する。		資源政策を学ぶ上で土台となる資源政策論、国際法学、国際経済学をはじめとした基礎知識を広く修得し、3年次以降の専門教育へと導く。		資源開発に必要な鉱業法や資源契約論、経済学、各地域研究等の専門領域を深化させ、海外資源フィールドワークで得た知見をもとに卒業課題研究に取り組む準備をする。		研究プロポーザル、卒業課題研究を通して、資源開発をめぐる諸問題を多角的に考察し、交渉力とコミュニケーション力を持ち、資源・エネルギー問題を広く見渡せる素養を培う。		

◆養成される人材像

資源開発に関連する契約や法制度、資源保有国の各地域の現状と問題点、持続可能な資源開発の方策や開発協力の在り方について学び、現代の産業と社会生活を支え未来を創る資源・エネルギー戦略を担う人材を養成する。

◆想定される進路・活躍できるフィールド

国際的に活動する資源系会社・商社、資源政策に関わる国や自治体の省庁、資源系国際協力機関、国立・私立の研究機関、資源系大学教員・研究員 など

国際資源学部 国際資源学科 資源地球科学コース 履修モデル

赤文字(ゴシック):必修科目 ★:選択必修科目 青文字:他コース専門科目 ()内:単位数

年次 区 分		1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		単 位 数
		前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
教養基礎教育科目	教養教育	初年次ゼミ(2) 主題別科目(6)	主題別科目(4)	主題別科目(2)						14
	基礎教育	I-EAPⅠ(1) I-EAPⅡ(1) 基礎数学Ⅰ(2) 基礎数学Ⅱ(2) 基礎化学Ⅰ(2) 基礎物理学実験(1)	I-EAPⅢ(1) I-EAPⅣ(1) 基礎数学Ⅲ(2) 基礎物理学Ⅰ(2) 基礎化学実験(1) 基礎数学Ⅳ(2)★ 基礎化学Ⅱ(2)★	I-EAPⅤ(1) I-EAPⅥ(1) 基礎物理学Ⅱ(2)★ 基礎化学Ⅲ(2)★	国際資源外交史(2)					28
専 門 科 目	学部共通	資源地域社会学概論(2)★ 地球科学概論(2)★ 資源開発環境学概論(2)	資源学実習(1) 資源地質学概論(2)★		ディスカッション演習(1)★	国際資源クリエイティブ演習(1) 海外資源フィールドワーク(4)				82
	資源地球科学コース専門科目			鉱物学(2) 岩石学Ⅰ(2) 鉱物学実験(1) 岩石学実験(1) 国際法学(2) 地球物理学(2)	地史学(2) 地質図学(2) 石油地質学Ⅰ(2) 金属鉱床学Ⅰ(2) 古生物学実験(1) 地球化学Ⅰ(2) 資源処理工学(2)★	堆積学(2) X線結晶学(2) 石油鉱床学実験(1) 金属鉱床学実験(1) 資源地球化学文献講読Ⅰ(1) 資源地球化学文献講読Ⅱ(1) 地質調査法実習A(2) 進級論文(4) 構造地質学(2) 岩石学Ⅱ(2)★ リモートセンシング地質学(1)★ 炭酸塩岩調査法(1)★ 物理探査学Ⅰ(2)★	専門プレゼンテーション技法 (資源地球科学)(1) 石油地質学Ⅱ(2)★ 古環境解析学(2)★ 地史解析学実験(1)★ 国際情勢分析論(2)★	研究プロポーザル(資源地球科学)(2) 卒業課題研究(資源地球科学)(8) 応用古生物学(2) 資源地球科学特別講義Ⅰ(1)★ オペレーションリスクマネジメント-危機管理学-(1)★		
単位数		41		34		35		14		合計 124
修得される知識・能力		専門科目を学ぶための物理・化学分野の基礎知識を修得するとともに語学力の向上を目指す。		語学、理数系科目の確実な修得、および地球科学関連、資源開発関連、国際情報分析などの基礎的な専門科目を修得する。		専門科目の理解と地質調査能力の基礎力修得、およびインターンシップ等を通じて地球科学に関する広い視野からの考察力向上を目指す。		研究プロポーザル、卒業課題研究などを通じて、地質調査能力と石油地質学などへの応用力を習得し、資源地球科学に関わる高度な専門力と俯瞰力を涵養する。		

◆養成される人材像

地球科学全般の基礎の理解、および資源賦存地域での地質調査から資源探査対象地域の地史・構造発達史を復元できる能力を有し、石油根拠岩や貯留岩分布予測などの石油鉱床学を中心とした資源地質学への応用力を習得した国際舞台で活躍できる技術者を養成する。

◆想定される進路・活躍できるフィールド

国際的に活動する鉱物資源開発会社、石油資源探査開発会社、国際資源コンサルタント、資源系商社、国の資源政策機関、国立・私立の研究機関、資源系大学教員・研究員 など

国際資源学部 国際資源学科 資源開発環境コース 履修モデル

赤文字(ゴシック):必修科目 ★:選択必修科目 青文字:他コース専門科目 ()内:単位数

年次 区 分		1 年次		2 年次		3 年次		4 年次		単 位 数
		前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	前 期	後 期	
教養基礎教育科目	教養教育	初年次ゼミ(2) 主題別科目(6)	主題別科目(4)	主題別科目(2)						14
	基礎教育	I-EAPⅠ(1) I-EAPⅡ(1) 基礎数学Ⅰ(2) 基礎数学Ⅱ(2) 基礎化学Ⅰ(2) 基礎物理学実験(1)	I-EAPⅢ(1) I-EAPⅣ(1) 基礎数学Ⅲ(2) 基礎物理学Ⅰ(2) 基礎化学実験(1) 基礎数学Ⅳ(2)★ 基礎化学Ⅱ(2)★	I-EAPⅤ(1) I-EAPⅥ(1) 基礎物理学Ⅱ(2)★ 基礎化学Ⅲ(2)★ 基礎数学Ⅴ(2)★						28
専 門 科 目	学部共通	資源開発環境学概論(2)	資源学実習(1) 資源地質学概論(2)★		国際関係論概論(2)★ ディスカッション演習(1)★	国際資源クリエイティブ演習(1) 海外資源フィールドワーク(4)				82
	資源開発環境コース専門科目			材料力学(2) 流体力学(2) 物理化学(2) 地球物理学(2) 鉱物学(2) 岩石学Ⅰ(2)	地球化学Ⅰ(2) 資源処理工学(2) 工学基礎実験(1) 工業製図(2) 石油工学(2) 地史学(2) 金属鉱床学Ⅰ(2)	資源開発環境実験Ⅰ(2) 物理探査学Ⅰ(2) 岩石力学(2) 測量学および実習Ⅰ(3) リサイクル・廃水処理工学(2) 製錬プロセス工学(2) 資源環境経済学(2)	専門プレゼンテーション技法 (資源開発環境)(1) 資源開発環境学実験Ⅱ(2) 地熱工学(2) 岩盤工学(2) 資源循環学(2)	研究プロポーザル(資源開発環境)(2) 卒業課題研究(資源開発環境)(8) 資源開発環境文献講読(1) 石油探査学(2) 火薬学(2)		
	学部外科目			機械工学概論Ⅰ(2)		電気工学概論(2) 電気・電子実験(1)				
単位数		37		40		32		15		合計 124
修得される知識・能力		物理・化学分野の基礎知識を修得するとともに、本コースの概要となる資源開発概環境学論など基盤知識を修得・理解する。		教養基礎科目を確実に修得するとともに、地球科学、資源開発、資源環境分野の基礎的な専門科目を修得する。		電気・機械等の工学基礎科目を修めるとともに、資源の探査および開発に関わる専門分野を修得する。さらに、実験・演習および海外フィールドワーク等を通し、専門能力の運用能力を獲得する。		研究プロポーザル、卒業課題研究等を通して資源の探査および開発に関わる研究開発スキルを修得し、高度な専門性を涵養する。		

◆養成される人材像

資源の探査および開発・生産技術の基本をマスターした上で、さらに製錬技術を含めた鉱山の経済性を評価し、周囲の環境や社会システムへの影響を考慮しうるマネジメント能力をも修得した、資源開発の最前線に立てる人材を養成する。

◆想定される進路・活躍できるフィールド

国際的に活動する鉱物資源開発会社、石油資源探査開発会社、国際資源コンサルタント、資源系プラント会社、資源系商社、国の資源政策機関、国立・私立の研究機関、資源系大学教員・研究員など

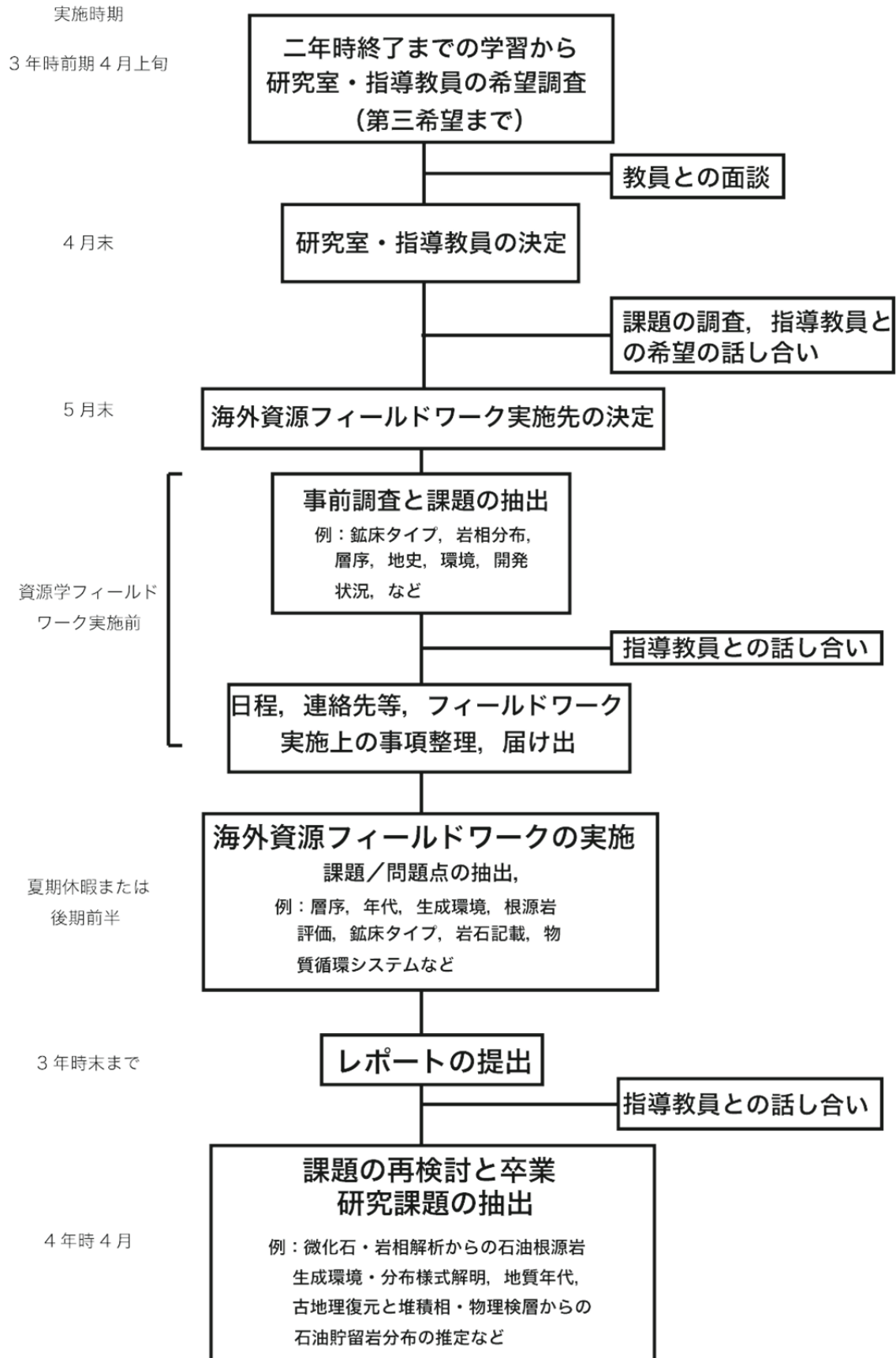
実習『海外資源フィールドワーク』 実習予定先一覧

地域	国(連携協力機関)	実習先(予定)	実習概要	最低受入人数(名)	資料番号
アジア	モンゴル(モンゴル科学技術大学)	オユトルゴイ鉱山	リオ テイント社における現地各部門での実地実習	5	①-A
		エルデネット鉱山	エルデネット社における現地各部門での実地実習	5	①-B
アジア	カザフスタン(東カザフスタン工科大学)	カザフスタン国内	東カザフスタン工科大学の協力によるフィールド実習	10	②-A ②-B
アジア	タイ(チュラロンコン大学)	チャットリー鉱山	キングスゲート社における事業概要学習など実地実習	3	③-A ③-B
		アカラマイニング社、イサラマイニング社における現地各部門での実地実習			
		ハードソンパーン鉱山	アイメリ社における現地各部門での実地実習	3	
		カンチャナブリ周辺	カンチャナブリ周辺の火山岩類の地質巡検	3	
アジア	インドネシア(バンドン工科大学)	バツヒジャウ鉱山	ニューモント ヌサ テンガラ社における現地各部門での実地実習	3	④-A ④-B
		グズン ポンコール鉱山	アンタム社における現地各部門での実地実習	2	
		チバリユン鉱山	オースインド社における現地各部門での実地実習	2	
		ブソウォゴ鉱山	バンドン工科大学の協力によるフィールド実習	2	
アジア	フィリピン(フィリピン大学)	パドカル鉱山	ファイレックスマイニング社における現地各部門での実地実習	3	⑤-A ⑤-B
		サイランガン鉱山		3	
		ビクトリア鉱山	レバントマイニング社における現地各部門での実地実習	2	
		カルメンコッパー鉱山(旧アトラス鉱山)	カルメンコッパー社における現地各部門での実地実習	2	
		カナチュアン鉱山	TVI資源開発における現地各部門での実地実習	2	
		バラバック鉱山		2	
		バラワン島	マクロアジア社における現地各部門での実地実習	2	
		ネグロス島		2	
アフリカ	ボツワナ(ボツワナ大学、ボツワナ国際科学技術大学)	セルディービケ選鉱製錬所 等	選鉱製錬所における実地実習(ボツワナ大学との連携による共同インターンシップ)	3	⑥-A ⑥-B
		ボツワナ国内	ボツワナ大学の協力によるフィールド実習	10	⑦-A ⑦-B
アジア	中国(DOWAホールディングス)	リサイクル資源回収施設	リサイクル資源回収施設における実地実習	5	⑧
北米	アメリカ(国際石油開発帝石)	テキサス油田群 メキシコ湾	現地企業との連携による石油鉱床実地学習	10	⑨
			石油関連施設、博物館、メキシコ湾事故保存施設の視察(危機管理実習)	10	
			テキサス～ニューメキシコに分布する石油関連地層群の巡検(ペルム系石灰岩類:Permian Basinを中心に)	10	
オセアニア	オーストラリア(国際石油開発帝石)	パース	国際資源開発帝石における現地事務所等での実地実習	10	
ヨーロッパ	イギリス・フランス(出光石油オイル&ガス、アンジェ大学)	出光石油オイル&ガスロンドン事務所 他	出光石油オイル&ガスロンドン事務所での事業概要学習	15	⑩, ⑪
		イギリス国内	ケンブリッジ大学等訪問		
		イギリス・フランス国内	北海油田地層群の観察(セブンシスターズ、フランス西部白亜系地質巡検)	15	
		フランス国内	アンジェ大学での生態学実習		
アフリカ	国際協力機構(JICA)	JICA事務所(アフリカ)	JICAアフリカ各国事務所にて現地活動に参加	5	⑫
合計(H25.5月現在 最低受入可能人数)				152	

※上記以外にも実習地の追加・拡充を実習年度にかけて交渉・設定予定

※A・・・協定書, B・・・覚書

海外資源フィールドワーク実施要領



秋田大学における海外派遣に関する安全管理・対応要項

(目的)

第1 この要項は、秋田大学（以下「本学」という。）における国際交流事業のうち、本学の学生及び教職員が海外に派遣される際に生じる生命及び財産の安全を脅かす様々な危機的事象に迅速、かつ、的確に対処するため、その危機管理体制並びに対処方法等に関し必要な事項を定め、もって本学の国際交流を推進する学生及び教職員の安全を確保することを目的とする。

(定義)

第2 この要項において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 部局：秋田大学学則第2節に規定する組織及び本部事務組織をいう。
- (2) 部局長：前号に規定する部局の長をいう。
- (3) 国際交流事業：外国人留学生の受け入れ、学生及び教職員の海外派遣並びに国際交流協定校との連携に関する事業をいう。

(対象とする事象)

第3 この要項では、本学の国際交流事業における学生及び教職員の海外派遣に際し、生命及び財産の安全に係る重大な危機事象を対象とする。

(学長等の責務)

第4 学長は、この要項に定める安全管理を統括する責任者として、第3に規定する事象に係る本学における安全管理体制、対処等に関し、必要な措置を講じなければならない。

(安全管理体制の充実のための措置等)

- 第5 学長及び部局長は、安全管理に関する資料の整備、配布、研修の実施等により、日常的に安全管理体制の充実を図るものとする。
- 2 国際交流事業を行う部局においては、本学による安全管理・対応が十分に行われるよう、当該部局に所属する学生及び教職員の海外への渡航に関する情報を収集し、必要に応じ、国際交流センターに提出しなければならない。
 - 3 学長及び部局長は、この要項に従い、第3に規定する事象が発生し、又は、発生するおそれのある場合は、速やかに本学の学生及び教職員に対して、必要な情報を提供しなければならない。

(安全に関する情報収集及び情報提供)

第6 本学の学生及び教職員は、第3に規定する事象が発生し、又は、発生するおそれのある情報を得た場合には、部局長に連絡しなければならない。

- 2 部局長は、前項の情報を得た場合には、当該事象の状況を確認し、必要な応急措

置を講ずるとともに、学長及び国際交流センター長に報告しなければならない。

- 3 学長は、前項の報告を受けた場合には、国際交流センター長及び当該部局長と当該事象への対処方針等を協議し、決定するものとする。

（対策本部の設置）

第7 学長は、第6第3項による協議の結果、危機事象の対処のために必要と判断する場合には、速やかに当該事象に関する対策本部を設置するものとする。

- 2 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 3 本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を統括する。
- 4 副本部長は、国際交流担当学長特別補佐をもって充て、本部長を補佐する。
- 5 本部員は、本部長が指名する者をもって充て、対策本部の業務を処理する。
- 6 対策本部の事務局を国際課に置き、事務局長は、国際課長をもって充てる。
- 7 対策本部の事務は、国際課が主管し、学生支援課、企画広報課その他の関係部課等から事務局長の指名する者が参画する。
- 8 対策本部は、当該危機事象への対処の終了をもって解散する。

（危機事象の対処の特例）

第8 学長は、危機事象の対処に際し、学生及び教職員の生命、財産、又は、身体等の保護を図るため特に必要があると認める場合であって、緊急を要すると認めるときは、必要とする役員会、経営協議会、教育研究評議会、部局長等連絡調整会議及び各種委員会（以下「委員会等」という。）の審議を省略することができる。この場合においては、当該事象の対処終了後に、委員会等に報告しなければならない。

- 2 学長は、一部局限りの危機で、当該部局限りで対処することが適当と判断する事象については、当該部局長にその対処を委ねることができる。
- 3 前項の場合において、当該部局長は、国際課、学生支援課、保健管理センター、環境安全センターその他の関係部課等の協力を、適宜、得るものとする。

（学長が不在の場合の措置）

第9 学長が不在の場合は、あらかじめ学長が指名する副学長が、この要項に基づき、安全管理に当たるものとする。

（雑則）

第10 この要項に定めるもののほか、本学の国際交流等に伴う安全管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から実施する。

海外渡航届（学生用）

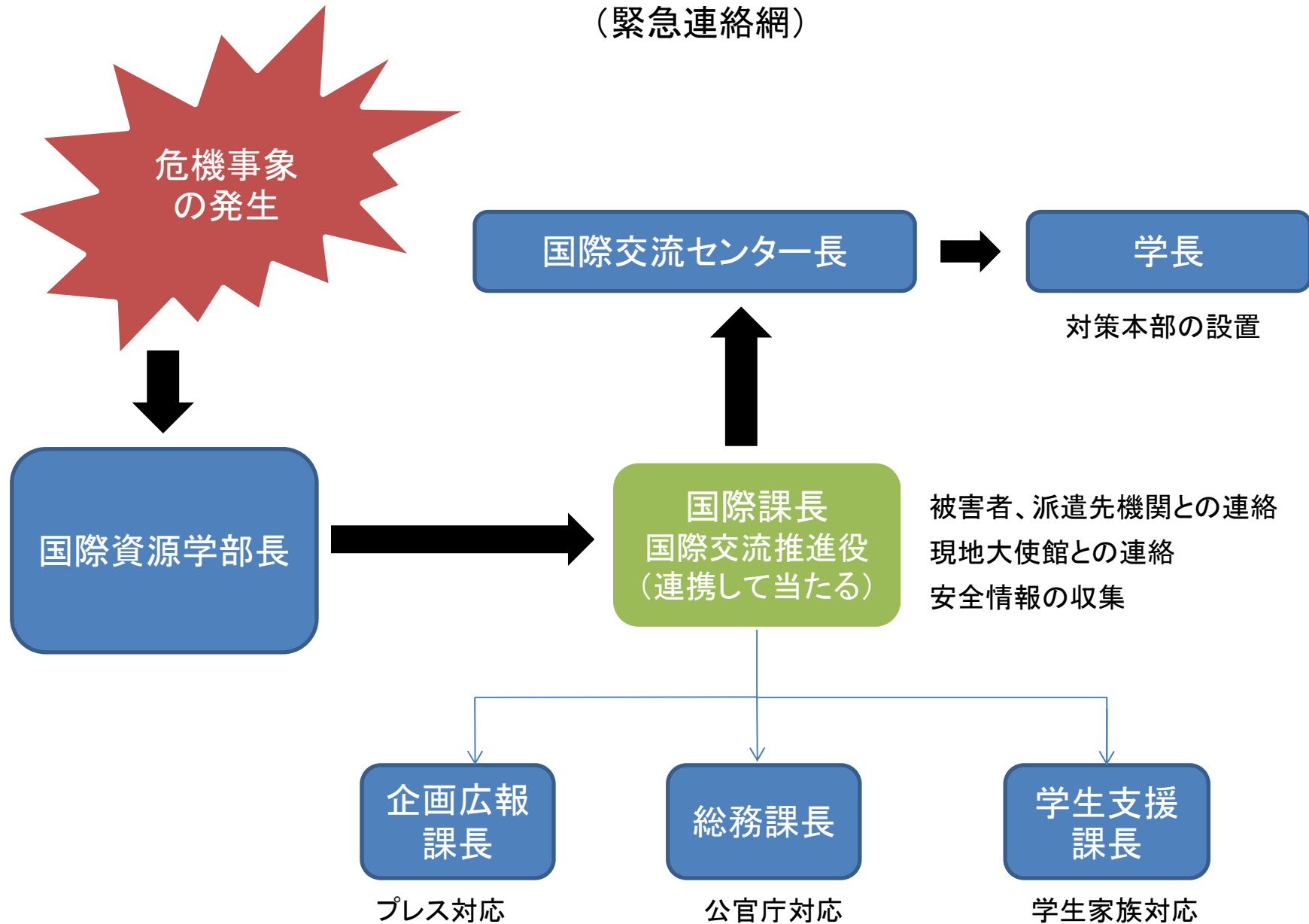
国立大学法人 秋田大学

提出日 平成____年__月__日

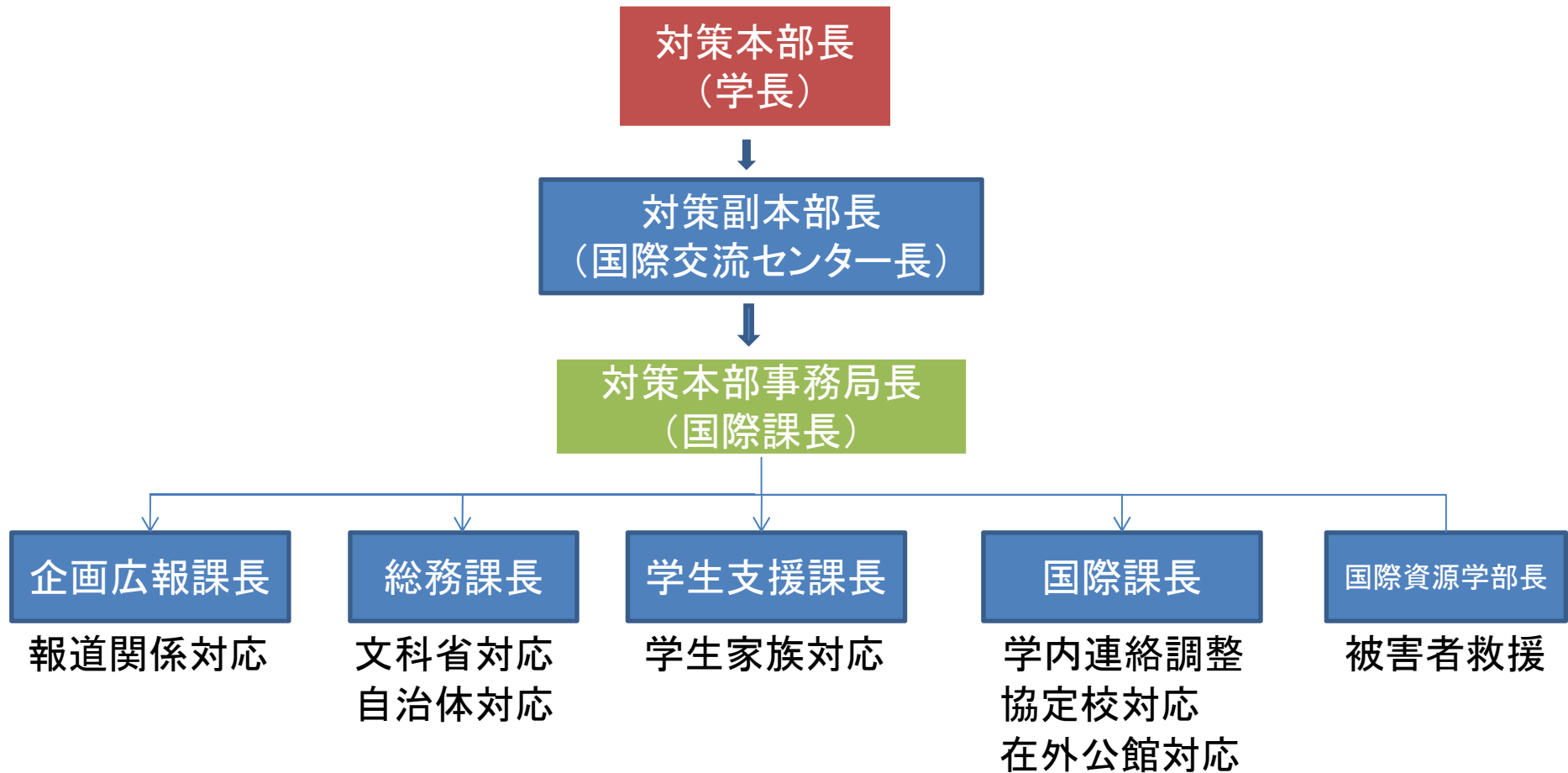
渡航者氏名	(ふりがな)		
所属	学部／研究科		学科／課程／選修 年
	学籍番号：		
現住所・連絡先	現住所：〒 電話番号： 携帯番号： (渡航先での使用： 可・不可) 携帯メールアドレス： PCメールアドレス：		
緊急連絡先	氏名： (あなたとの関係：) 電話番号： 携帯番号：		
渡航の目的			
渡航先機関名			
渡航連絡先	住所： TEL/FAX： E-mail： 担当者名：		
国・都市			
渡航期間	平成 年 月 日 () ～ 平成 年 月 日 ()		
渡航スケジュール	出発： 年 月 日 (便名：) 帰国： 年 月 日 (便名：)		
渡航中に受給する奨学金等	() より奨学金受給 受給金額： 円／月・回 / 該当しない		
パスポート	No. : 発行年月日： 年 月 日 有効期限： 年 月 日		
ビザの有無・種類			
海外旅行保険	保険会社名： 保険のタイプ： 保険会社連絡先（電話番号）： 保険期間：平成 年 月 日 ～平成 年 月 日 (日間)		
その他			

- * 本届は、海外渡航期間の長短に拘わらず、必ず提出すること。
- * 本届は、担当部署が作成、管理するが、必要に応じて国際交流センターに提出すること。
- * 海外旅行保険の保険証及びパスポートのコピーを添付すること。
- * この個人情報は、本学における海外安全管理・対応業務のためにのみ使用します。その他の目的には利用しません。

国際交流活動における安全に関する危機事象発生時の連絡体制 (緊急連絡網)



学生・教職員海外派遣における危機発生時対策本部組織図



海外における危機事象発生時の国際交流事業の対応ガイドライン
(「外務省・海外危険情報」を基準)

危険度	「海外危険情報」	勧告の内容	秋田大学の対応
1	注意喚起	当該国（地域）への渡航、滞在には特別な注意を喚起する	実施中事業： 注意を怠らないことを条件に継続 計画中事業： 延期を検討
2	観光旅行延期勧告	当該国（地域）への観光等を目的とする不急の渡航の延期を勧める 既に現地に滞在する者に対しては、状況に応じた注意を払うよう勧める	実施中事業： 継続の是非について検討 計画中事業： 延期
3	渡航延期勧告	当該国（地域）への渡航について、目的に拠らず、延期を強く勧める 既に現地に滞在する者に対しては、注意を喚起するとともに事情が許す場合には、出国を勧める	実施中事業： 中断し、（一時）帰国 計画中事業： 延期
4	家族等退避勧告	当該国（地域）への渡航の延期・中止を強く勧める 既に現地に滞在する者に対しても、日本への帰国を含め、安全な国（地域）への退避を準備するよう勧める。	実施中事業： 中止とし、迅速に帰国 計画中事業： 中止
5	退避勧告	当該国（地域）への渡航の延期・中止は言うまでもなく、現地に滞在する全ての邦人に対して当該国（地域）から安全な国（地域）への退避を勧める。	実施中事業： 中止とし、即刻に帰国 計画中事業： 中止

国際資源学部の学部運営スタイル

学 長

学 部 長

教授会

【審議事項】

1. 学生の入学, 卒業その他その在籍に関すること及び学位の授与に関すること。
2. 学生の試験に関すること。
3. 学生の厚生補導及びその身分に関すること。

※学生個人に関する教学面

【連携運営パネル】

教育研究Council

- 年6回程度開催
- 【審議事項】
1. 教育課程の編成に関すること。
 2. 教員の採用及び昇任等に関すること。
 3. 教育研究に関する規程等の制定・改廃に関すること。
 4. 教育研究に関する重要なこと。

➢ 構成員12名
【民間企業等の専門家・研究者2名＋連携大学
教員4名＋※学部代表教員6名】

※学部代表教員6名の内訳
【学部長, 副学部長, コース長(3名), 学部長及び副学部長が所属するコース以外から1名】

学部運営Council

- 年2～3回程度開催
- 【審議事項】
1. 学科その他重要な組織の設置廃止に関すること。
 2. 予算に関すること。
 3. 運営に関する規程等の制定・改廃に関すること。
 4. 運営に関する重要なこと。

➢ 構成員10名
【民間企業等の専門家・研究者2名＋連携大学
教員3名＋※学部代表教員5名】

※学部代表教員5名の内訳
【学部長, 副学部長, コース長(3名)】

※遠隔会議システムを利用することにより随時開催が可能

付託

提案

主要委員会

1. 執行部会議(9名)
(学部長, 副学部長, ※コース長(3名), 各委員長4名)
2. 教育学生委員会
3. 入試委員会
4. 評価委員会
5. 環境委員会

※コース長は、
コース内の
意見を集約し、執行部
会議に報告